

【障害者福祉制度利用の手引き】

ふ れ あ う 心



白 山 市



市のホームページからも
PDF版がご覧いただけます。

目 次

障害福祉制度対象者範囲一覧表	1
1 相談窓口	3
1 関係機関	3
2 視覚障害者生活相談支援員	4
3 身体障害者・知的障害者相談員	4
4 民生委員・児童委員	4
5 福祉協力員	4
2 身体障害者手帳の交付を受けるには	5
3 療育手帳の交付を受けるには	6
4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには	7
5 生活支援のサービスについて	8
1 障害者総合支援法・児童福祉法の支援体制	8
2 相談支援窓口	9
3 サービス利用までの流れ	10
4 サービスの内容	11
5 利用者負担	15
6 医療費の助成について	18
1 自立支援医療	18
2 心身障害者医療給付金	20
3 精神障害者医療給付金	21
4 特定医療費（指定難病）助成制度	22
5 小児慢性特定疾病医療費助成制度	22
7 手当と年金について	23
1 特別障害者手当	23
2 障害児福祉手当	24
3 特別児童扶養手当	25
4 児童扶養手当	25
5 心身障害者扶養共済制度	26
6 障害年金	26
8 各種助成制度について	28
1 補装具費の支給	28
2 日常生活用具の給付	29
3 住宅改修費の助成	30
4 自動車改造費の助成	31

5	介助用自動車改造費の助成	32
6	自動車運転免許取得費の助成	32
7	障害者福祉タクシー利用料金の助成	33
8	車いす・ストレッチャー対応タクシー利用料金の助成	33
9	紙おむつ購入費の助成	34
10	配食サービス	34
11	軽度・中度難聴児補聴器購入費の助成	35
12	人工内耳用音声信号処理装置等購入費の助成	35
13	障害者温泉療養事業	36
14	白山市高齢者リフレッシュ支援事業	37
15	緊急通報体制整備事業	37
16	救急医療情報キット	38
17	合理的配慮提供支援の助成	38
9	就労の支援について	39
1	職業訓練奨励金	39
2	石川県障害者職場実習	39
3	公共職業訓練	40
4	石川県心身障害者就業資金	40
5	石川障害者職業能力開発校	40
6	石川障害者職業センター	41
10	社会参加促進事業について	42
	広報はくさん（声・点字）の発行	42
	手話通訳者・要約筆記者の派遣	42
	生活訓練事業	42
	手話奉仕員養成講座（入門・基礎）	42
	聞こえない・聞こえにくい人を支援するためのコミュニケーション講座	42
	視覚障害者支援ボランティア養成講座	42
	知的障害者ガイドヘルパー養成講座	42
	メンタルヘルスサポーター養成講座	42
	市民カウンセラー養成講座	43
	ふれあいスポーツ大会	43
	ヘルプマーク・ヘルプカードの交付	43
11	精神保健福祉に関する事業について	44
1	こころの健康相談	44
2	精神科訪問看護	44
3	精神科デイケア	45
12	地域活動支援センターについて	46

13	料金の割引と税金の控除について	48
1	運賃等割引制度	48
	鉄道運賃（ＪＲ・ＩＲ）	48
	北陸鉄道運賃	48
	コミュニティバス（めぐーる）運賃	48
	タクシー運賃	48
	航空運賃	48
	白山白川郷ホワイトロード通行料金	48
	有料道路通行料金	48
2	ＮＨＫ放送受信料の減免	50
3	あさがおテレビの利用料金助成	50
4	携帯電話料金の割引	50
5	「104」電話番号の無料案内	51
6	税金の控除	51
7	自動車税等の減免	52
14	その他の制度について	54
1	選挙について	54
2	避難行動要支援者名簿への登録事業	55
3	駐車禁止除外指定	55
4	自動車の運転者が表示する標識（マーク）	55
5	いしかわ支え合い駐車場	56
6	成年後見制度	57
7	福祉サービス利用支援事業	57
8	資金の貸付け	58
	生活福祉資金	58
	市民福祉小口資金	58
9	ミライロＩＤについて	58
15	関係団体などについて	60
1	福祉関係団体	60
2	関連施設等	61
3	盲・ろう・特別支援学校	61
4	支所・市民サービスセンターの障害福祉担当課	62
16	その他	63
1	身体障害者障害程度等級表	63
2	市内の障害者支援施設	65
3	白山市共生のまちづくり推進協議会	67
4	白山市障害者福祉事業所	68
5	難病対象疾患一覧	75
	共生のまちづくり条例 白山市手話言語条例	78
	地域生活支援拠点	79
	虐待防止	80
	障害者福祉施設マップ	
	障害者に関するマークの一例	

障害福祉制度対象者範囲一覧表

障害種別・等級 事業			本文頁	視覚障害						聴覚・平衡機能				
				1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6
			問合せ先											
医療費の助成	更生医療（自立支援医療）	市障害福祉課	18	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	育成医療（自立支援医療）	市障害福祉課	18	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	精神通院医療（自立支援医療）	市障害福祉課	18											
	心身障害者医療給付金	市障害福祉課	20	○	○	○				○	○			
	精神障害者医療給付金	市障害福祉課	21											
手当と年金	特別障害者手当	市障害福祉課	23	△						△				
	障害児福祉手当	市障害福祉課	24	△						△				
	特別児童扶養手当	市障害福祉課	25	○	○	○				○	○			
	児童扶養手当	市こども子育て課	25											
	心身障害者扶養共済制度	市障害福祉課	26	△	△	△				△	△			
各種助成制度	補装具費の支給	市障害福祉課	28	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	日常生活用具の給付	市障害福祉課	29	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	在宅支援型住宅リフォームの助成	市障害福祉課	31	△	△					△				
	自動車改造費の助成	市障害福祉課	31											
	介助用自動車改造費の助成	市障害福祉課	32											
	自動車運転免許取得費の助成	市障害福祉課	32	△	△					△				
	障害者タクシー利用料金の助成	市障害福祉課	33	○	○					○				
	車いす・ストレッチャー対応タクシー利用料金の助成	市障害福祉課	33	△	△					△				
	紙おむつ購入費の助成	市障害福祉課	34											
	配食サービス	市障害福祉課	34	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	人工内耳用音声信号処理装置等購入費の助成	市障害福祉課	35							△	△	△	△	△
	障害者温泉療養事業	市障害福祉課	36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
社会参加促進事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣	市障害福祉課	42							○	○	○	○	○
	ヘルプマーク・ヘルプカードの交付	市障害福祉課	43	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
料金の割引	JR（鉄道）運賃	JR各駅	48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	北陸鉄道運賃	北陸鉄道各駅・営業所	48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	コミュニティバス（めぐーる）運賃	市交通対策課	48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	タクシー運賃	（一社）石川県タクシー協会	48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	航空運賃	各航空会社営業所	48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	有料道路通行料金	市障害福祉課	48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	NHK放送受信料の減免	市障害福祉課	50	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	あさがおテレビの利用料金助成	市障害福祉課	50	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	「104」電話番号の無料案内	NTT西日本	51	○	○	○	○	○	○					
税金の控除・減免	所得税の控除	市市民税課	51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住民税の控除	市市民税課	51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車税等の減免	県税事務所等	52	○	○	○	○	○		○	○		△	
その他	駐車禁止除外指定	白山警察署	55	○	○	○	△			○	○			
	いしかわ支え合い駐車場	市障害福祉課等	56	○	○	○	○			○	○		○	

※この一覧表は、○はほぼ該当、△は一部該当、無印は非該当です。

※実際の申請時には、手帳の種類、障害種別と等級のほか、各制度ごとに要件が定められていますので、必ず本文と合わせて利用してください。

※交通機関等の割引については、第1種、第2種により扱いが異なる場合があります。

音声言語		肢体不自由						内部障害				免疫機能障害				療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳			備 考
3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	1	2	3	4	A	B	1	2	3	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△						
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△						
																		○	○	○	
○		○	○	○				○	○	○		○	○	○		○	○	○			
																		△	△	△	
		△						△				△				△		△			原則診断書による審査
		△						△				△				△		△			原則診断書による審査 20歳未満
○		○	○	○	△			△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	20歳未満
																					父または母が重度の障害の場合
△		△	△	△				△	△	△		△	△	△		△	△				
		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△										
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					△					
		△	△	△				△	△			△	△			△		△			
		△	△																		在宅で生活する人のみ
		△	△																		在宅で生活する人のみ
		△	△	△				△	△			△	△								在宅で生活する人のみ
		○	○	△				○	○			○	○			○		○	○		
		△	△					△	△			△	△								
		△	△																		
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		△	△					△	△			△	△			△		△			
		△	△													○	○	○	○	○	事前登録が必要
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△		○	○	△	△	△	△	○	○	○		○	○	○		○		○			
		○	△	△	△			○	○	○		○	○	○		○		○			
		○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			

1 相 談 窓 口

障害のある人の福祉サービスや日常生活に関する相談に応じています。該当のところへお気軽にご相談ください。

1 関係機関

相 談 内 容		機 関 名	所在地・電話番号
身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者についての相談（障害福祉サービス・地域生活支援事業・医療・手当・その他）		白山市障害福祉課 障害者相談支援センター 支所、市民サービスセンターの障害福祉担当課 (61ページに一覧を記載)	白山市倉光二丁目1番地 ☎ (076) 274-9526 FAX (076) 275-2211 skype ID : hakusansihontyou
身体障害者（児）・知的障害者（児）についての相談		県石川中央保健福祉センター ・福祉相談部 ・中央児童相談所 ・身体障害者更生相談所 ・知的障害者更生相談所	金沢市本多町3丁目1番10号 ☎ (076) 223-9552 ☎ (076) 223-9553 ☎ (076) 223-9557 ☎ (076) 223-9554
精神保健・難病・小児慢性特定疾病についての相談		県石川中央保健福祉センター	白山市馬場二丁目7番地 ☎ (076) 275-2250
年金相談	国民年金	白山市保険年金課	白山市倉光二丁目1番地 ☎ (076) 274-9528
	厚生年金	日本年金機構 金沢南年金事務所	金沢市泉が丘二丁目1番18号 ☎ (076) 245-2311
健康相談		健康センター松任 (白山市いきいき健康課)	白山市倉光三丁目100番地 ☎ (076) 274-2155
		鶴来保健センター	白山市月橋町697番地1 ☎ (076) 272-3000
税金相談	住民税	白山市市民税課	白山市倉光二丁目1番地 ☎ (076) 274-9514
	所得税	松任税務署	白山市博労二丁目22番地 ☎ (076) 276-2345
職業相談		白山公共職業安定所 ハローワーク	白山市西新町235番地 ☎ (076) 275-8533
		石川障害者職業センター	金沢市彦三町一丁目2番1号 アソルティ金沢彦三2階 ☎ (076) 225-5011
		金沢障害者就業・生活支援センター	金沢市高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館 ☎ (076) 231-0800
生活福祉資金の貸付 福祉サービス利用支援事業		白山市社会福祉協議会	白山市倉光八丁目16番地1 白山市福祉ふれあいセンター内 ☎ (076) 276-3151
発達障害に関する相談 ※4ページ		白山市発達相談センター	白山市倉光八丁目16番地1 ☎ (076) 276-8819

※発達に関する相談

お子さんの発達や発達障害に関する相談をお受けします。心配なこと、悩んでいることがありましたらご相談ください。

日程を調整いたしますので、まずはお電話ください。

専門相談

・専門職による相談をお受けします。

《医療領域に関する相談》 医師

《療育支援に関する相談》 ポーテージ認定相談員・作業療法士

《言語に関する相談》 言語聴覚士

《幼児期相談》 保育士・保健師・社会福祉士

《学齢期相談》 公認心理師

《成人期相談》 保健師・社会福祉士

2 視覚障害者生活相談支援員

見えにくくなった人、コミュニケーションにお困りの人などに視覚障害者生活相談支援員が、相談、訪問活動を行っています。

3 身体障害者・知的障害者相談員

民間の協力者で、身体障害、知的障害のある人や児童の福祉、生活などについての相談に応じています。

4 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱された民間の協力者で、地域社会の障害のある人や児童、高齢者、生活に困っている人の相談に当たります。民生委員・児童委員は、全町を対象に担当地区ごとに配置されており、自宅に「民生委員・児童委員」の門標を掲げています。

5 福祉協力員

福祉協力員は、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するため、町内における住民同士の見守り活動等を推進する役割を担っています。

申込み・問合せ

市障害福祉課

☎ (076) 274-9526 FAX (076) 275-2211

2 身体障害者手帳

身体障害者であることを証明する手帳で、身体障害者福祉法に定める程度の障害がある人に交付され、その程度により1級から6級までの区分があります。

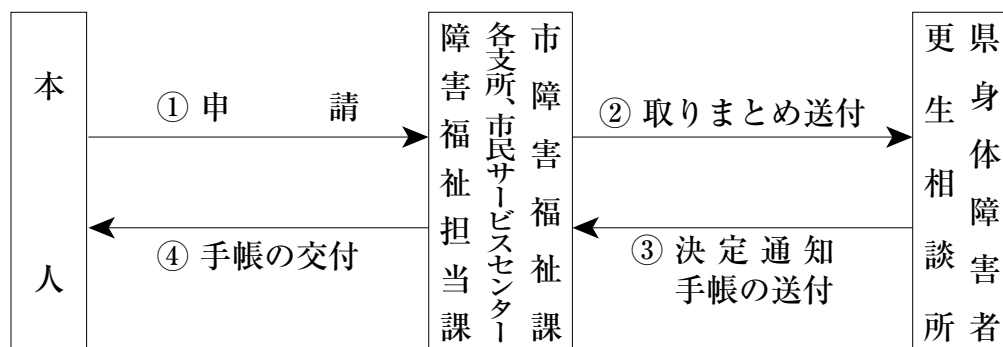
申請手続

種 類	必 要 な も の
新 規	申請書、診断書、写真1枚（縦4cm×横3cm）、マイナンバーカード
住 所 ・ 氏 名 変 更	申請書、手帳、マイナンバーカード
障 害 程 度 変 更	申請書、診断書、手帳、写真1枚（縦4cm×横3cm）、マイナンバーカード
手 帳 破 損	申請書、手帳、写真1枚（縦4cm×横3cm）、マイナンバーカード ※カバーのみの破損で交換する場合も含まれる。
手 帳 紛 失	申請書、写真1枚（縦4cm×横3cm）、マイナンバーカード
死 亡 等 手 帳 返 還	届出書、手帳、亡くなった方のマイナンバーカード

※申請書・診断書は、市障害福祉課または各支所、市民サービスセンター障害福祉担当課にあります。

診断書は指定を受けた医師に記入してもらってください。

※手帳の交付までは、最長3か月程度かかる場合があります。



申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

3 療 育 手 帳

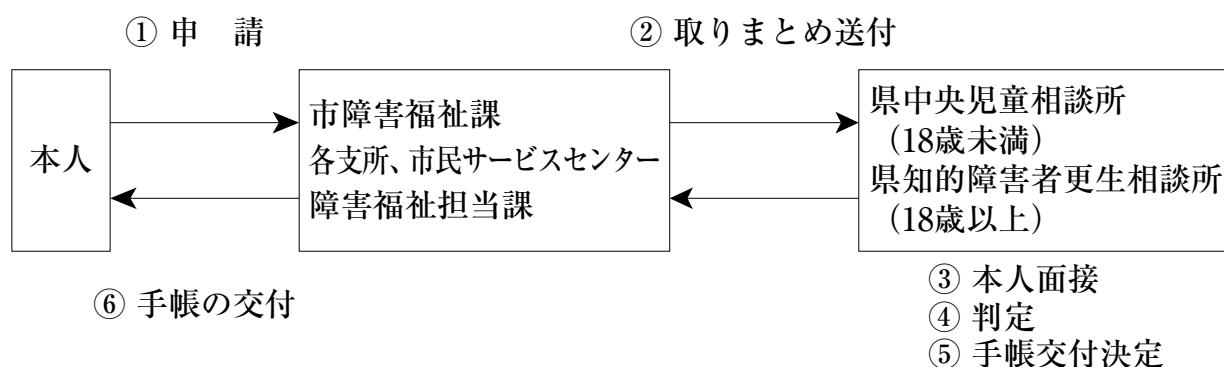
申請により知的障害者と判定された人に交付されます。手帳は、各種の支援を受けやすくするためのもので、障害の程度により A（重度）と B（中軽度）に区分されます。

申請手続

種 類	必 要 な も の
新 規	申請書、生活現状調査票、写真 1 枚（縦 4 cm×横 3 cm）、マイナンバーカード
再 判 定	申請書、生活現状調査票、写真 1 枚（縦 4 cm×横 3 cm）、マイナンバーカード
住所・氏名変更	申請書、手帳、マイナンバーカード
手 帳 破 損	申請書、手帳、写真 1 枚（縦 4 cm×横 3 cm）、マイナンバーカード ※カバーのみの破損で交換する場合も含まれる。
手 帳 紛 失	申請書、写真 1 枚（縦 4 cm×横 3 cm）、マイナンバーカード
死亡等手帳返還	届出書、手帳

※申請書・生活現状調査票は、市障害福祉課または各支所、市民サービスセンター障害福祉担当課にあります。

※判定、再判定には、最長 6 か月程度かかります。早めに市障害福祉課または各支所、市民サービスセンター障害福祉担当課へ申請してください。



申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

4 精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある人の社会参加、社会復帰の促進と自立を図ることを目的としている手帳です。障害の程度により1級から3級に区分されます。

申請手続

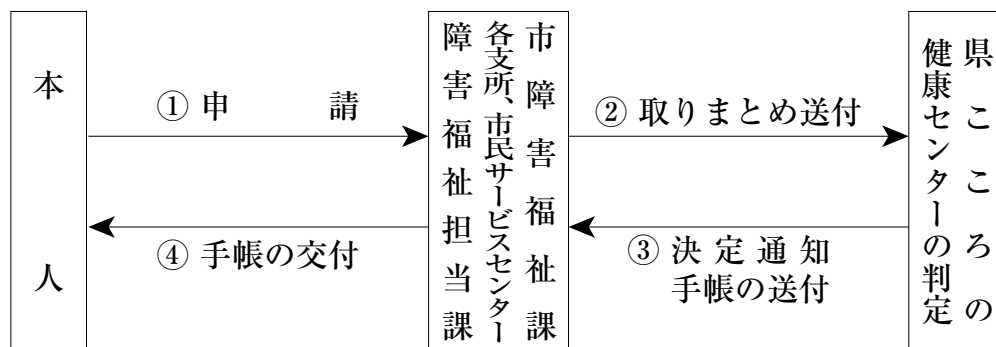
種 類	必 要 な も の
新規・更新 障害年金を受けている人 (受給事由が「精神障害」 の方のみ)	(1) 申請書 (2) 年金証書または年金振込通知書 (写し) (3) 同意書 (社会保険事務所等に、年金の等級や年金を受ける理由となった障害を照会するために使用します。) (4) マイナンバーカード (5) 写真1枚 (縦4cm×横3cm) (6) 手帳 (更新時)
障害年金を受けていない人	(1) 申請書 (2) 医師の診断書 (初診日から6か月を経過した日以降のもの) (3) マイナンバーカード (4) 写真1枚 (縦4cm×横3cm) (5) 手帳 (更新時)
住 所 ・ 氏 名 変 更	申請書、手帳、マイナンバーカード
手 帳 破 損	申請書、手帳、写真1枚 (縦4cm×横3cm)、マイナンバーカード
手 帳 紛 失	申請書、写真1枚 (縦4cm×横3cm)、マイナンバーカード
死 亡 等 手 帳 返 還	届出書、手帳

※手帳の交付までは、最長2か月半程度かかります。

手帳の有効期間

2年間です。(交付決定日から2年後の日の属する月の末日までです。)

更新手続は、有効期限の3か月前から行えます。



申込み・問合せ

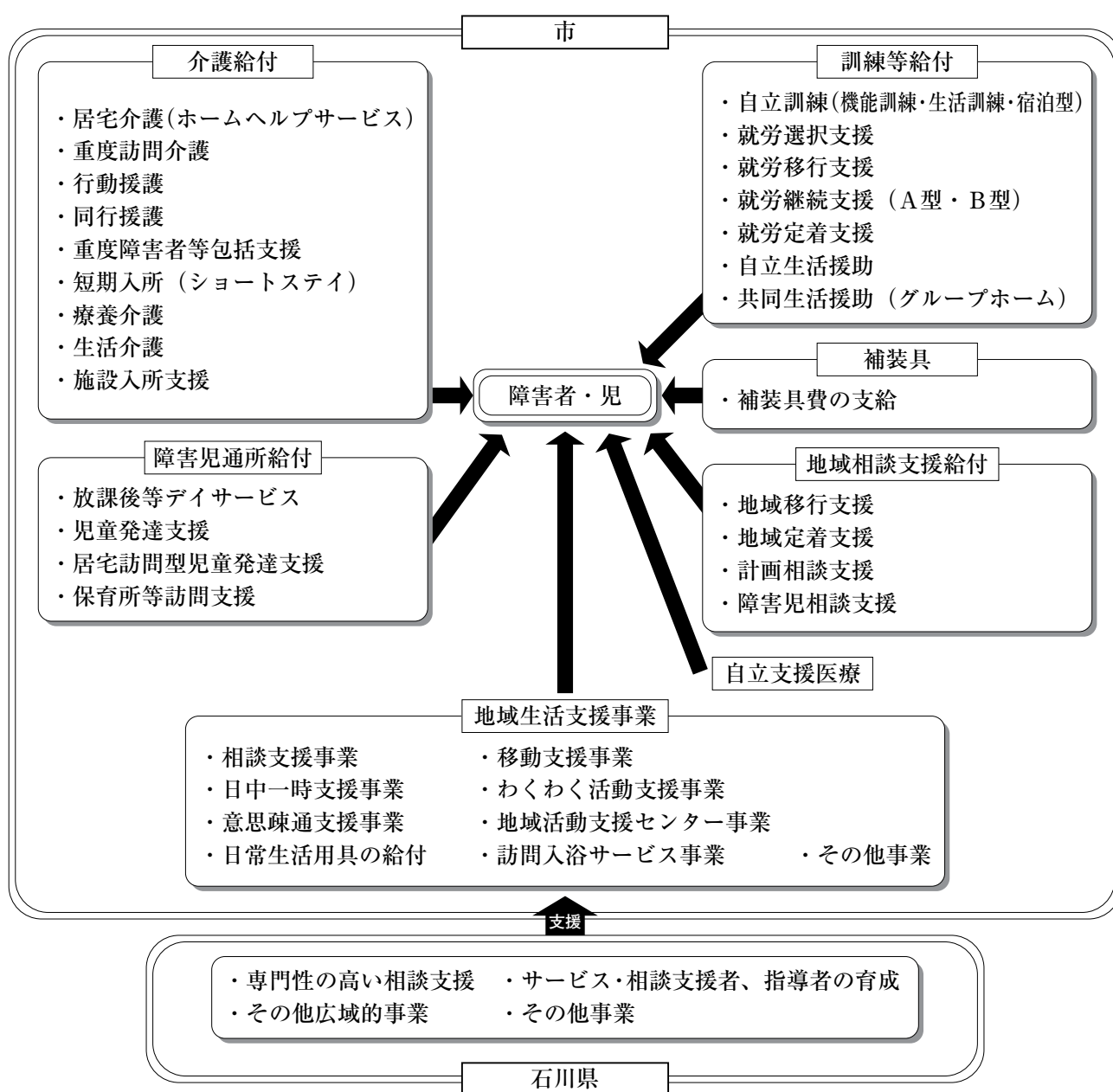
市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

5 生活支援のサービスについて

1 障害者総合支援法・児童福祉法の支援体制

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病等の人を給付の対象とし、障害種別に関わりなく共通の制度で福祉サービスを提供します。

サービスは、社会活動に必要な支援や介護者、居住等の状況等、個別の状況に合わせ、支給決定が行われる障害福祉サービスと、市の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に大別されます。



2 相談支援窓口

障害のある人の地域生活における総合相談・緊急相談を行います。福祉サービスの利用方法、日常生活のこと等、障害のある人、ご家族、どなたでもご相談ください。

お住いの地域によって以下の相談支援事業所で相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

福祉相談



連絡先		電話・FAX 番号	受付時間
白山市	障害者相談支援センター 障害福祉課内	☎ 076-274-9526 FAX 076-275-2211	9時～17時(月～金)
松任	社会福祉法人 佛子園 B's Support (北安田町548番地2)	☎ 076-275-0656 FAX 076-275-0689	9時～17時(月～金)
	社会福祉法人 あいの郷 相談支援事業所 ほほえみ (倉光八丁目16番地2)	☎ 076-281-6508 FAX 076-274-6209	9時～17時(月～金)
	合同会社 まるがるカンパニー 相談支援事業所 ふくって (博労二丁目50番地)	☎ 080-9754-0642	9時～17時(月～金)
	社会福祉法人 白山市社会福祉協議会 白山市社協障害福祉相談支援事業所 (倉光八丁目16番地1)	☎ 076-218-7144 FAX 076-276-4535	9時～17時(月～金)
美川	特定非営利活動法人 美川あんずの家 相談支援事業所 あんず (平加町ヌ119番地1)	☎ 076-278-7775 FAX 076-282-7475	10時～17時(月～金)
鶴来	社会福祉法人 ひびき 障害者地域生活支援センター エポック (若宮三丁目72番地1)	☎ 076-276-6453 FAX 076-276-9292	9時～17時(月～金)
	社会福祉法人 獅子吼会 サポートライフ ココネット (八幡町247番地)	☎ 076-272-2721 FAX 076-272-3790	9時～17時(月～金)

※障害者差別・障害者虐待通報窓口でもあります

【夜間・休日の緊急相談窓口】

市内全域	社会福祉法人 佛子園 B's Support (北安田町548番地2)	☎ 076-275-0656 FAX 076-275-0689	夜間休日
	社会福祉法人 鳥越福祉会 青い鳥 (杉森町へ1番地1)	☎ 076-254-8181 FAX 076-254-8182	

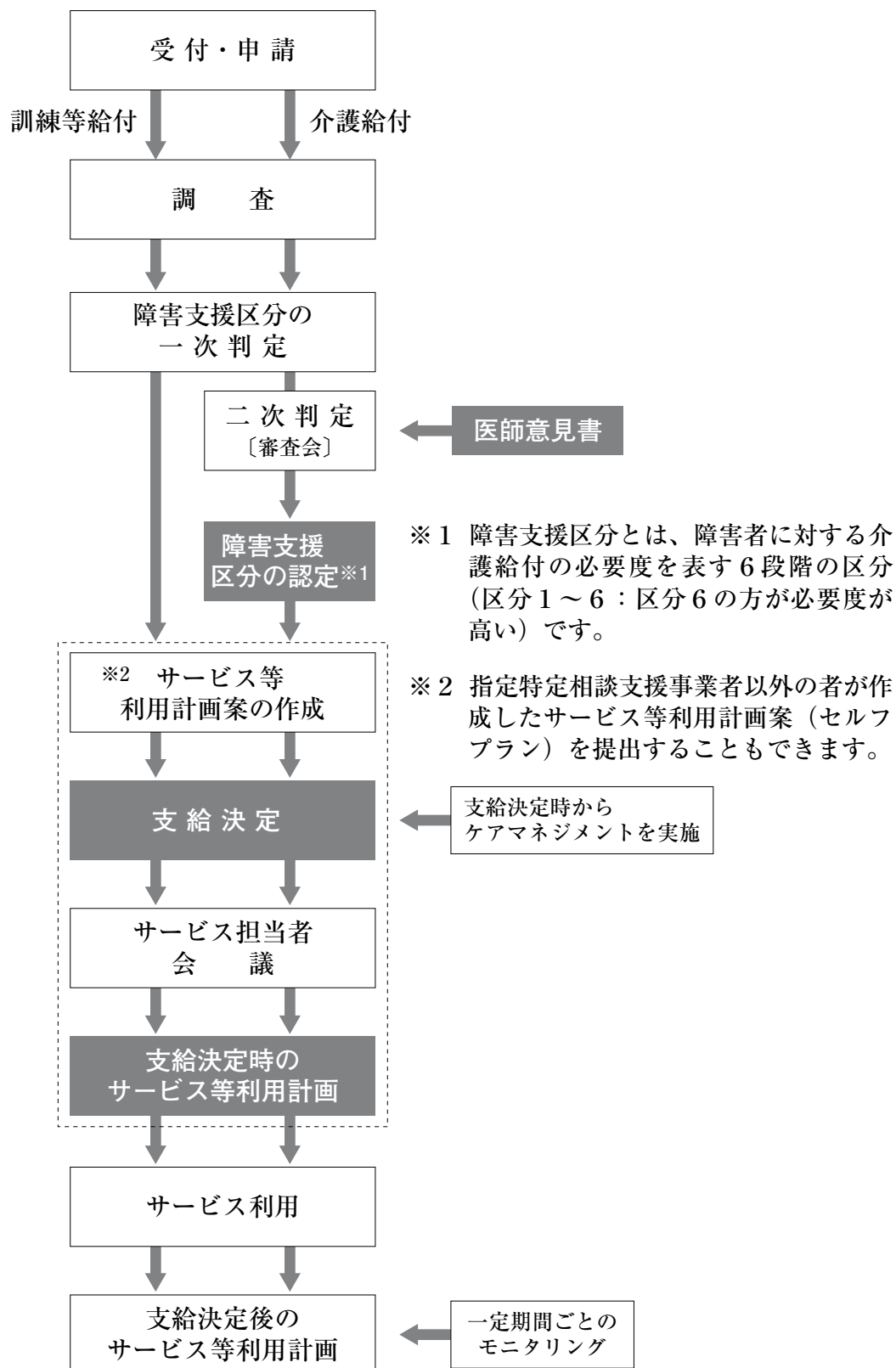
※障害福祉サービスを利用する際の計画相談を行う相談支援事業所は P66 をご参照ください。

③ サービス利用までの流れ

サービスの利用を希望する人（利用者）は、市の窓口に申請し障害支援区分等について認定を受けます。

利用者は、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」が必要になります。

市は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。



4 サービスの内容

	サービス名	給 付 の 種 類
居宅における生活支援のためのサービス	居宅介護（ホームヘルプサービス）	介護給付
	重度訪問介護	介護給付
	行動援護	介護給付
	同行援護	介護給付
	重度障害者等包括支援	介護給付
	短期入所（ショートステイ）	介護給付
	児童発達支援	障害児通所給付
	放課後等デイサービス	障害児通所給付
	保育所等訪問支援	障害児通所給付
	居宅訪問型児童発達支援	障害児通所給付
	移動支援事業	地域生活支援事業
	意思疎通支援事業	地域生活支援事業
	日中一時支援事業	地域生活支援事業
	訪問入浴サービス事業	地域生活支援事業
夜間の居住を支援するためのサービス	施設入所支援	介護給付
	共同生活援助（グループホーム）	訓練等給付
	福祉ホーム	地域生活支援事業

◎詳細は、お問合せください。

対 象 者	サービス内容
障害者、障害児	自宅で入浴、排せつ、食事の介護、通院等の介護、掃除・洗濯等の家事や生活に関する相談・助言・援助を行います。
常時介護を必要とする重度の障害者	自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で常時介護を要する人	自傷、異食、徘徊などの危険等を回避するための必要な支援や外出時の移動中の介護を行います。
視覚障害により外出時に著しい困難を有する人	移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。
ALS等の極めて重度の身体障害者、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
障害者、障害児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
未就学の障害児	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
就学している障害児	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
保育所、幼稚園、学校等に通う障害児	当該施設に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
重度の障害児等で障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害者・障害児	官公庁または金融機関への手続等、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の移動の支援をします。
聴覚障害者等、コミュニケーション支援を必要とする人	手話通訳者、要約筆記者の派遣、コミュニケーションに関する相談などを行います。
日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援を必要とする障害者、障害児	障害者支援施設等で日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などを行います。
重度の身体障害者で自宅での入浴が困難な人	入浴車が利用者宅まで出向き、浴槽を屋内に持ち込んで、入浴サービスを行います。
夜間等に介護を必要とする障害者	夜間や休日において、施設に入所する人に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
障害者（身体障害者にあつては65歳未満または65歳までに福祉サービスを利用したことがある者）	夜間や休日において、共同生活を行う住居で入浴や排せつ、食事などの介護及び相談や日常生活上の援助を行います。
住居を求めている障害者	低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

	サービス名	給 付 の 種 類
日中活動を 支援するためのサービス	療養介護	介護給付
	生活介護	介護給付
	自立訓練（機能訓練）	訓練等給付
	自立訓練（生活訓練）	訓練等給付
	自立訓練（宿泊型）	訓練等給付
	就労選択支援	訓練等給付
	就労移行支援	訓練等給付
	就労継続支援 A型(雇用型)、B型	訓練等給付
	就労定着支援	訓練等給付
	自立生活援助	訓練等給付
	地域活動支援センター事業	地域生活支援事業
	わくわく活動支援事業	地域生活支援事業
相談支援のサービス	地域移行支援	地域相談支援給付
	地域定着支援	地域相談支援給付
	計画相談支援	計画相談支援給付
	障害児相談支援	障害児相談支援給付
	相談支援事業	地域生活支援事業

◎詳細は、お問合せください。

対 象 者	サービス内容
医療を必要とし、常時介護を必要とする身体障害者 ① ALS 患者など呼吸管理を行っている人で、障害支援区分が区分 6、②筋ジストロフィー患者、重症心身障害者等で、障害支援区分が区分 5	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います。
常時介護を必要とする障害者 ①障害支援区分が区分 3（施設入所は区分 4）以上、②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分 2（施設入所は区分 3）以上、③障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分 4（50歳以上の場合は障害支援区分 3）以上	昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人	自立した日常生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人	知的障害者・精神障害者に対して、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人	知的障害者・精神障害者に対して、居室を利用させるとともに、家事などの日常生活能力を向上させるための支援を行います。
就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者	障害者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本文の希望、就労能力が適性等に合った選択の支援を行います。
65歳未満で一般の事業者への就労を希望する障害者	一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
一般の事業者での就労が困難な障害者	働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者	相談支援を通じて仕事や生活面の課題を把握するとともに、事業者や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行います。
障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事などの生活面を確認し必要な助言等を行うとともに、相談の依頼があれば、電話、メール等での対応を行い支援します。
障害者	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
障害者	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
障害者	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
障害者	地域生活を継続していくために、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
障害者または障害児	障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援を行います。
障害者ほか	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。

5 利用者負担

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付・障害児通所給付費）

サービスに要した費用の1割が利用者負担となります。

また、食費、光熱水費などについては、利用者の実費負担となります。

ただし、所得に応じて負担上限月額が設定されるほか、低所得世帯への減免、生活保護・境界層対象者への軽減措置があります。

月ごとの利用者負担上限額

世帯区分	範 囲		負担上限月額
生 活 保 護	生活保護受給世帯		0円
低 所 得	市民税非課税世帯		0円
一 般 1	障 害 者	市民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
	障 害 児	市民税課税世帯（所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 4,600円
			入所施設利用の場合 9,300円
一 般 2	上記以外		37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

- ① 18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く。）…本人と配偶者
- ② 障害児（施設に入所する18、19歳を含む。）…保護者の属する世帯

地域生活支援事業

事 業 名	利用者負担	事 業 名	利用者負担
移 動 支 援 事 業	0 円※	わくわく活動支援事業	1 割
意 思 疎 通 支 援 事 業	0 円	訪問入浴サービス事業	1 割
日 中 一 時 支 援 事 業	1 割	地域活動支援センター事業	0 円

※身体障害者手帳1・2級または療育手帳A以外の方は、所得により1割の利用者負担が生じる場合があります。

次の負担軽減措置があります。

- ① 市民税非課税世帯は、いずれの事業も利用者負担はありません。
- ② 市民税課税世帯については、負担上限額（37,200円／月）があります。

高額障害福祉サービス費

同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害児通所支援、補装具、介護保険サービスなどを併用された場合、世帯の基準額を超えた分は、申請により高額障害福祉サービス費または高額障害児（通所・入所）給付費が支給されます。

※申請については、5年前（サービスの利用月から62か月間）まで対象です。

※同じ世帯で利用者によって「世帯の基準額」が異なる場合は、原則として高い方の「世帯の基準額」で算定します。

世帯の基準額

利用のパターン	世帯の基準額
同じ世帯に属する方が、 ・障害福祉サービス ・障害児（通所・入所）支援 ・補装具 ・介護保険サービス（障害福祉サービス利用者分に限る。） のいずれか二つ以上を利用	37,200円（注）
同じ世帯に属する方が ・障害福祉サービス ・障害児（通所・入所）支援 の二つのみを利用	受給者証の負担上限月額（注）

（注）高額障害福祉サービス等給付費等の「世帯の基準額」は、受給者証の「負担上限月額」と異なる場合があります。

申請時に必要なもの

利用月の領収書、受給者証、預貯金通帳（申請者の口座が分かるもの）

■ 新高額障害福祉サービス費

65歳に至る前の5年間にわたって、介護保険相当障害福祉サービス（※1）の支給決定を受けていた人で一定の要件を満たす場合、平成30年4月以降の障害福祉相当介護保険サービス（※2）の利用負担額を軽減します。

※1 介護保険相当障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

※2 障害福祉相当介護保険サービス

訪問介護、通所介護、短期入所、生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスは含まない）

対象者

次の1から4までの要件を全て満たす人	
1	自立支援法全面施行（平成18年10月1日）以降において、 <u>65歳に達する前の5年間にわたって、介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたこと。</u>
2	利用者とその配偶者が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあっては、前年度）において市町村民税非課税または生活保護受給者であること（申請時も同様）。
3	65歳に達する日の前日の障害支援区分が区分2以上であったこと。
4	65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

申請時に必要なもの

利用月の領収書、受給者証、預貯金通帳（申請者の口座が分かるもの）

■ 児童通所支援の多子軽減措置

保育所等に通う乳幼児が2人以上いる世帯で、その乳幼児のうち、第2子または第3子以降の児童が障害児通所支援を利用する場合に、児童通所支援の利用者負担が軽減されます。また、年収約360万円未満相当世帯について、年齢を問わず、第2子または第3子以降の乳幼児が負担軽減されます。

対象サービス…児童発達支援、保育所等訪問支援

※放課後等デイサービスは、対象外となりますのでご注意ください。

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

6 医療費の助成について

1 自立支援医療

対象：身体・精神障害者

◎更生医療（18歳以上）

身体障害者が、安心した日常生活を送れるように障害を軽くしたり、回復したりするための手術等の医療費の給付を行います。

心臓疾患、じん臓機能障害者の人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害者の中心静脈栄養法および免疫機能障害者の抗 HIV 療法、免疫調節機能も含まれます。

申請時に必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 更生医療要否意見書（指定医療機関医師が作成したもの）
- (3) マイナンバーカード
- (4) 医療保険証の写し（マイナ保険証を利用していない方）
- (5) 印鑑（自筆による署名の場合は不要）
- (6) 特定疾病療養受療証写し（人工透析該当者）

◎育成医療（18歳未満）

放置すれば将来障害が残る疾患等を持つ児童に対し、治療により効果が期待できる手術等を行った場合に医療費の給付を行います。

肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害によるもののほか、主に先天性の心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうなどの内臓障害によるもの、ヒト免疫不全ウイルスによるものも含まれます。

申請時に必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 自立支援医療意見書（指定育成医療機関医師が作成したもの）
- (3) マイナンバーカード
- (4) 医療保険証の写し（対象児・被保険者両方）
（マイナ保険証を利用していない方）
- (5) 印鑑（自筆による署名の場合は不要）

◎精神障害者通院医療

精神に障害のある人の通院医療を促進し、適正な医療を普及させるために、精神科への通院治療にかかる医療費の給付を行います。

申請時に必要なもの

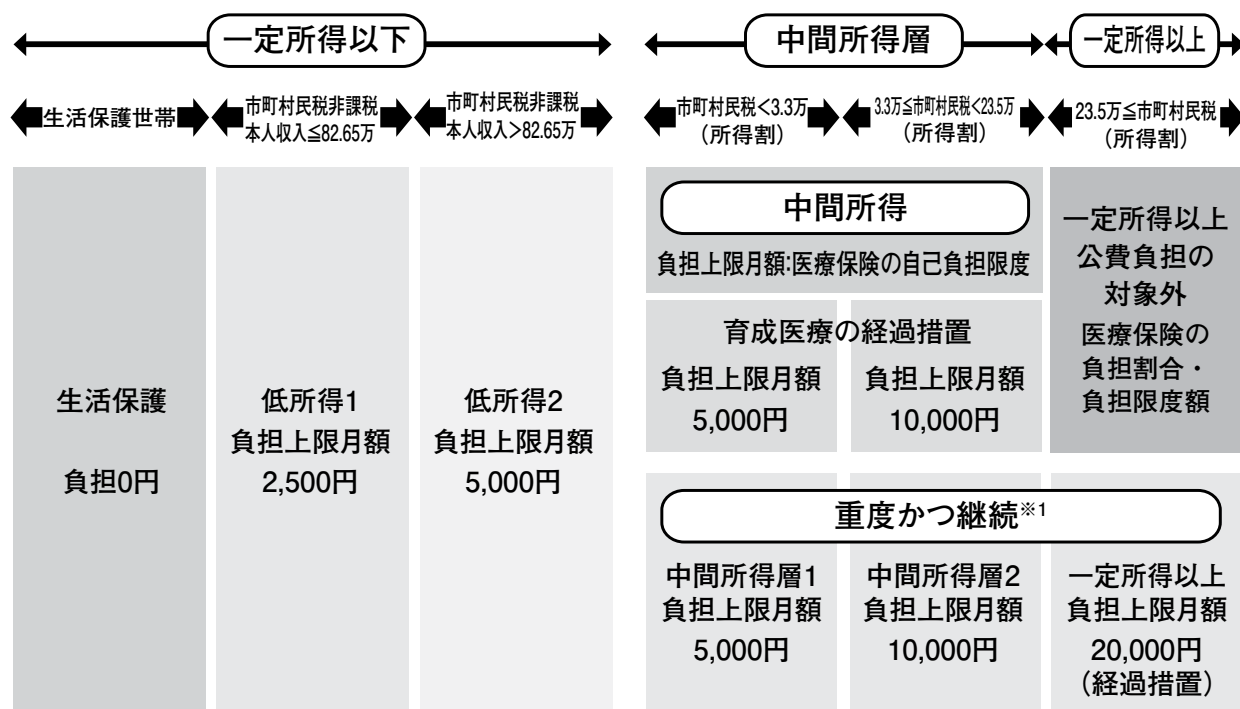
- (1) 申請書
- (2) 医師の診断書
- (3) 「重度かつ継続」に関する意見書
- (4) マイナンバーカード
- (5) 医療保険証の写し（マイナ保険証を利用していない方）
- (6) 受給者証（更新・変更のとき。）

利用者負担

原則として医療費の1割が自己負担になります。

（ただし、世帯の所得水準等に応じて下記のとおり負担の上限額を設定。）

また、入院時の食費については、原則自己負担になります。



「重度かつ継続」の範囲

○疾病、症状等から対象となる者

〔更生・育成〕 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る。）・肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）の者

〔精神通院〕 ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の者
②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

○疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

〔更生・育成・精神通院〕 医療保険の多数該当の者

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

2 心身障害者医療給付金

対象：身体・知的・精神障害者

健康保険証を使用して医療機関等を受診するときに、保険適用による自己負担額を給付します。

対 象 者

- ①身体障害者手帳1～3級までの交付を受けている人
- ②療育手帳の交付を受けている人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人（所得制限があります）

給 付 額

保険適用による自己負担額（薬剤負担を含む。）

※高額療養費、食事療養費、生活療養費や保険対象外の費用（予防接種、診断書、差額ベッド代、介護保険適用分等）は、給付の対象となりません。

給付方法

市から受給者証を発行しますので、医療機関等を受診するときに、健康保険証等に添えて窓口へご提示ください。給付額を市から医療機関等に対して直接支払うこととなりますので、医療機関等での自己負担がなくなります。ただし、給付対象外の費用については、ご自身でご負担ください。

○受給者証が使用できない場合について

県外の医療機関等を利用する場合、ほかの公費負担が適用される場合（自立支援医療等）などに、この受給者証が使用できないことがあります。その際は、医療機関等で自己負担額をお支払いいただき、その領収書を市役所に提出して給付金をご請求ください。

※領収書・印鑑・金融機関の通帳・健康保険証等・手帳をお持ちください。

※診療月の翌月から1年を経過した医療費は、給付の対象となりません。

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

3 精神障害者医療給付金

対象：精神障害者

精神科へ通院したときにかかった保険適用による自己負担額を給付します。

対 象 者

次の①、②の要件をともに満たしている人

- ① 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。
- ② 健康保険、国民健康保険等の医療保険に加入し、自立支援医療（精神障害者通院医療）の適用を受けている。

給 付 額

精神に障害のある人が医療機関に通院し、精神障害に係る診療を受けたとき、支払った自己負担額（自立支援医療適用後の1割分）

（かぜ、糖尿病など精神障害と直接関係のない疾病は、対象となりません。）

申請方法

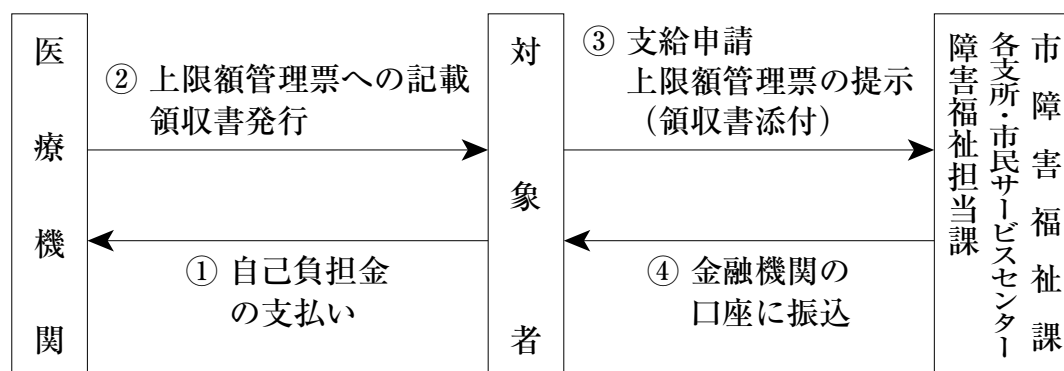
申請書に医療機関や薬局発行の明細の分かる領収書を添付し、自立支援医療の自己負担上限額管理票をご提示ください。（郵送での申請も可能です。）

診療月の翌月から1年を経過した医療費は、給付の対象となりません。

必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 医療機関、薬局発行の明細の分かる領収書
- (3) 自立支援医療の自己負担上限額管理票
- (4) 精神障害者保健福祉手帳

※初めて申請される場合は、預貯金通帳をお持ちください。



申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

④ 特定医療費（指定難病）助成制度

難病のうち、病気の原因が不明で、治療方法も確立しておらず、経過が慢性にわたり、経済的、精神的にも患者やその家族に大きな負担となる病気の中で国が指定した疾病について、医療費の一部を国と県が助成するものです。なお、相談事業も行っています。

申込み・問合せ

石川県石川中央保健福祉センター ☎ (076) 275-2250

⑤ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

〔18歳未満の児童（20歳未満まで延長可）〕

経過が慢性にわたり、経済的、精神的にも患者やその家族に大きな負担となる病気の中で国が指定した疾病について、医療費助成を行っています。

申込み・問合せ

石川県石川中央保健福祉センター ☎ (076) 275-2250

7 手当と年金について

1 特別障害者手当

対象：身体・知的・精神障害者

著しく重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅障害者に支給されます。

要件

- ① 20歳以上であること。
- ② 障害程度が下表の認定基準に二つ以上該当すること。
(特別障害者手当診断書等を基に認定します。程度に関しては、お問い合わせください。)
- ③ 施設に入所していないこと。
※病院等に継続して3か月を超えて入院すると該当しなくなります。

1	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの等
2	両耳の聴力レベルが100db以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの、または両上肢の全ての指を欠くもの、もしくは両上肢の指の機能の全てに著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの、または両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	上記1から5までに掲げるもののほか、身体機能の障害または長期にわたる安静を要する病状が上記1から5までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障害であって、上記1から6までと同程度以上と認められるもの

支給額 (令和8年4月現在)

月額 30,450円 ただし、所得制限があります。

支給月

5月・8月・11月・2月

申請手続

- ・認定申請書
- ・所得状況届 (所得に関する書類、公的年金を受給している方は証書と受領額の方かるもの)
- ・診断書 (手帳交付時の場合、手帳交付の診断書で代用できることもあります。)
- ・マイナンバーカード

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

2 障害児福祉手当

対象：身体・知的・精神障害者

重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする障害児に支給されます。

要件

- ① 20歳未満であること。
- ② 障害程度が下表のいずれかの項目に該当すること。
(障害児福祉手当診断書等を基に認定します。程度に関してはお問い合わせください。)
- ③ 障害を事由とする年金を受給していないこと。
- ④ 施設に入所していないこと。

1	視力の良い方の眼の視力が0.02以下のもの等
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	上記1から7までに掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が上記1から7までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって上記1から8までと同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が上記1から9までと同程度以上と認められる程度のもの

支給額（令和8年4月現在）

月額 16,560円 ただし、所得制限があります。

支給月

5月・8月・11月・2月

申請手続

- ・認定申請書
- ・所得状況届（所得に関する書類）
- ・診断書（手帳交付時の場合、手帳交付の診断書で代用できることもあります。）
- ・マイナンバーカード

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

3 特別児童扶養手当

対象：身体・知的・精神障害者

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。

要件

- ① 身体障害者手帳 1級から3級までまたは4級の一部の交付を受けている児童
- ② 療育手帳 A、Bの一部の交付を受けている児童
- ③ ①、②と同程度の障害を有する児童
- ④ 障害を事由とする年金を受給していないこと。
- ⑤ 施設に入所していないこと。

支給額（令和8年4月現在）

障害等級によって手当額が異なります。

1級 月額 58,450円

2級 月額 38,930円

ただし、所得制限があります。

支給月

4月・8月・12月

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

4 児童扶養手当

対象：身体・知的・精神障害者

父または母親が重度の身体または精神の障害の場合、児童を養育している父または母親に児童が18歳到達の年度末まで（ただし、障害のある児童は、20歳未満）手当が支給されます。ただし、所得制限や、公的年給との併給調整があります。

申込み・問合せ

子育て支援課 ☎ (076) 274-9575
または各支所・市民サービスセンター

5 心身障害者扶養共済制度

対象：身体・知的・精神障害者

障害のある人を扶養している保護者（加入者）が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者（加入者）が死亡または重度障害になったとき、障害のある人に終身、年金が支給されます。

加入できる保護者

次の①から③までの全てに該当する人

- ① 対象となる障害者を現に扶養している保護者であること。
- ② 65歳未満の人（毎年4月1日現在）
- ③ 特別の病気や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること。

対象となる障害者

次の①から③のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳1級から3級までの交付を受けている人
- ② 療育手帳の交付を受けている人
- ③ 精神または身体に永続的な障害のある人で、①または②と同程度の障害と認められる人

年金支給額

- 1口当たり 月額20,000円（2口まで加入できます。）
- 掛金の額 保護者（加入者）の加入時の年齢により定められる額（9,300円～23,300円）
- 掛金の減免 保護者（加入者）の世帯の生計の状況によっては、掛金の減免（30%～100%）を受けることができます。

掛金の助成

- 1口目の掛金に限り、市がその40%を助成する制度があります。
- ※掛金は、所得税・住民税の控除の対象となります。

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

6 障害年金

対象：身体・知的・精神障害者

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害基礎年金

受給要件

国民年金に加入している間、または60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）のときに初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において初診日がある月の前々月までの公的年金の加入期間の2／3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること（保険料納付要件）が必要です。

なお、初診日が令和18年3月31日以前の場合は、初診日が65歳未満であれば、初診日の前日において初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

※初診日が平成3年5月1日前の場合は納付要件が異なります。

障害認定日

障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6カ月を過ぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

20歳前に初診日があるとき

20歳前（年金制度に加入していない期間）の病気やけがにより障害が残り、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合は、その障害認定日）に、障害等級の1級・2級のいずれかに該当する場合、支給されます。

ただし、本人の前年所得が一定額以上のときは、障害基礎年金の一部または全部の支給が停止されます。

障害厚生年金

受給要件

障害厚生年金は、厚生年金の加入期間中に初診日のある病気・けがによって生じたときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金の障害等級表に該当するときは、厚生年金独自の年金として3級の障害厚生年金または障害手当金（一時金）が支給されます。保険料納付要件や障害の認定時は、障害基礎年金と同じです。

問合せ

日本年金機構金沢南年金事務所 ☎ (076) 245-2311
市保険年金課 ☎ (076) 274-9528

8 各種助成制度について

1 補装具費の支給

対象：身体障害者・難病

日常生活や職業活動を容易にするため、必要な用具の購入費、修理費等を支給します。

ただし、所得によっては、購入費用の1割が利用者負担となります。

なお、障害の程度や年齢による制限があります。

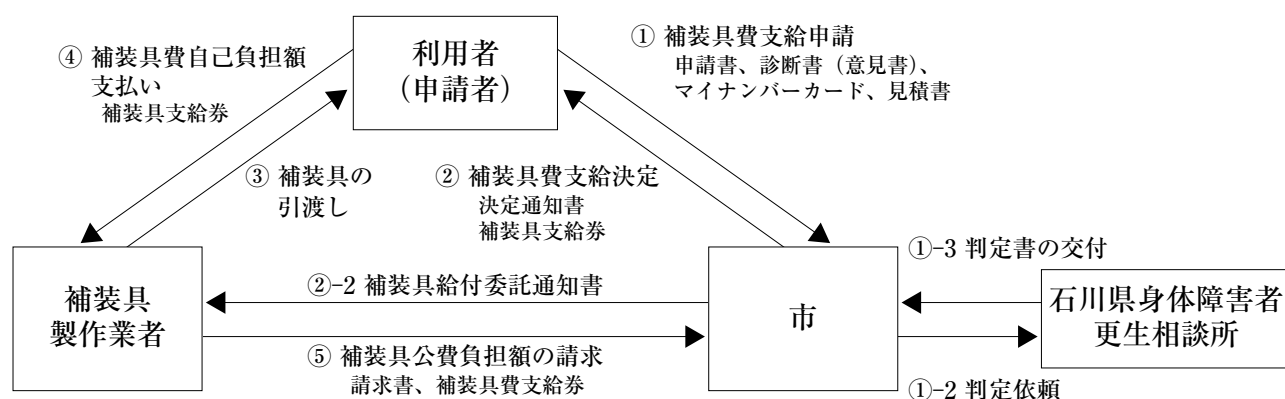
必ず、購入前に予め申請が必要です。

区 分	種 類
手 足 に 障 害 の ある 人	義肢・装具・姿勢保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ、起立保持具（☆）、排便補助具（☆）、重度障害者用意思伝達装置、車載用姿勢保持装置
耳に障害のある人	補聴器
目に障害のある人	眼鏡・コンタクトレンズ・義眼・視覚障害者安全つえ

（☆）は児童のみ対象です。

※介護保険制度で要介護認定を受けている人（申請中を含む）または介護保険制度の対象になると思われる人は、補装具の種類によってこの制度を利用できない場合があります。

※負担上限額 市民税課税世帯の者 = 37,200円
市民税非課税世帯の者 = 0円



申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

2 日常生活用具の給付

対象：身体・知的障害者・難病

在宅での日常生活を円滑にするための用具を給付します。

ただし、所得によっては、購入費用の1割が利用者負担となります。

なお、対象となる障害の程度や年齢による制限があります。

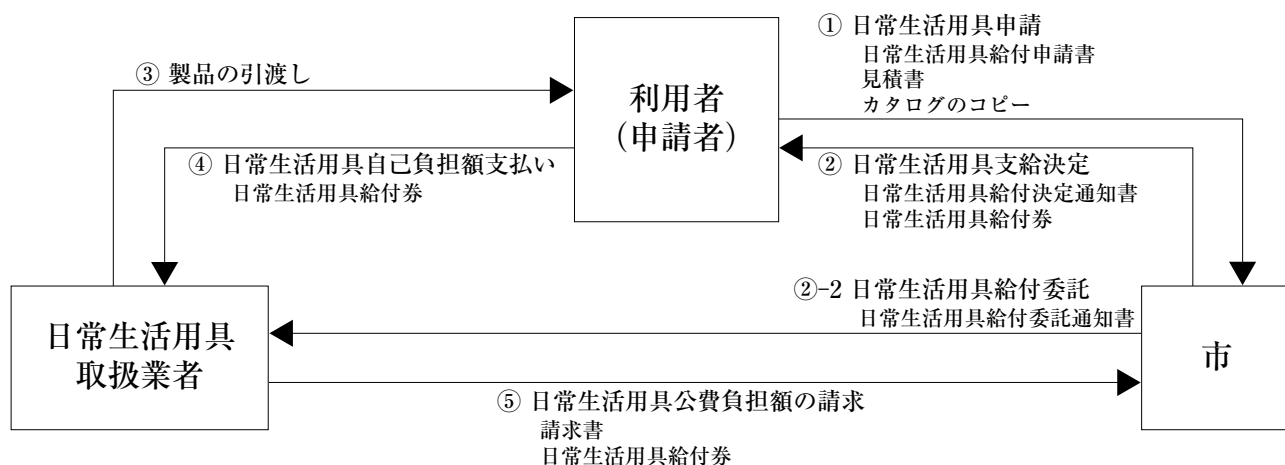
必ず、購入前に予め申請が必要です。

区 分	種 類
日常生活動作に支障のある人、またはことばが不自由で字の書けない人	便器（手すりを付けられる。）・特殊便器・特殊寝台・特殊マット・入浴補助用具・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・携帯用会話補助装置・エアーマット・訓練いす（児童のみ）・人工喉頭・歩行補助つえ（一本づえ）・移動移乗支援用具・情報通信支援用具
耳に障害のある人	聴覚障害者用屋内信号装置・聴覚障害者用通信装置・聴覚障害者用情報受信装置・聴覚障害者用火災警報器
目に障害のある人	視覚障害者用ポータブルレコーダー・盲人用時計（触読・音声）・電磁調理器・盲人用音声式体温計・視覚障害者用拡大音声読書器・歩行時間延長信号機用小型送信機・点字図書・視覚障害者用活字文書読上げ装置・点字ディスプレイ・情報通信支援用具・地上デジタル放送対応ラジオ・盲人用体重計・盲人用血圧計・点字器・点字タイプライター 他
じん臓機能障害者でCAPDによる透析療法を行う人	透析液加温器
呼吸器機能に障害のある人	ネブライザー・電気式たん吸引器・酸素ボンベ運搬車
その他	火災警報器・自動消火器・居宅生活動作補助用具（住宅改修）・頭部保護帽・ストマ用装具・紙おむつ・収尿器

※介護保険制度で要介護認定を受けている人（申請中を含む。）や介護保険制度の対象になると思われる人は、日常生活用具の種類によってこの制度を利用できない場合があります。

※入院中や施設入所中の場合は、給付を受けることができません。

（ただし、ストマ用装具、紙おむつ、人工喉頭、頭部保護帽を除きます。）



申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

③ 住宅改修費の助成について

対象：身体・知的・精神障害者・難病

白山市内に住所を有する障害者等が、自宅で安心して生活できるように住宅を改修するための費用の一部を助成します。

ただし、介護保険が適用される人は、介護保険による改修が優先となります。

必ず、住宅改修を行う前にご相談ください。

新築及び増築、老朽化による改修工事の場合は、対象になりません。

○支給までの流れ

- ① 申請（必要関係書類：申請書、見積書、工事図面、現場写真等）
- ② 訪問調査
- ③ 助成決定
- ④ 工事着工（給付決定前の着工は補助対象外となります）
- ⑤ 工事完了検査
- ⑥ 検査に合格すれば、住宅改修費を支給

(1) 日常生活用具給付事業における改修

対 象 者	次のいずれかの障害に該当し、原則として学齢時以上の者 ○特殊便器への取替 ・上肢機能障害 1・2級 ○特殊便器取替え以外の住宅改修 ・下肢又は体幹機能障害 1～3級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 （移動機能障害に限る） 1～3級 ・難病患者で、上記障害に準ずると認められる者（別途診断書必要）
対象となる 工 事	1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のため床材の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他、1から5までの住宅改修に附帯して必要となる工事
助 成 額	給付限度額 20万円（一戸につき1回限り） ※費用の1割が利用者負担となります。 （ただし、住民税非課税世帯は無料）

(2) 在宅支援型住宅リフォーム

対 象 者	・身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けた者のいる世帯（下肢、体幹、移動機能障害については 1～3 級） ・療育手帳 A の交付を受けた者のいる世帯 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた者のいる世帯											
対象となる工事	1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のため床材の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 床材をクッション素材に張替 7 壁をクッション材や防音効果のあるものに変更 8 二重窓の設置、床材を汚れが拭き取りやすいものに張替 9 その他障害者の在宅生活のために必要な工事 10 前各号の住宅改修に附帯して必要となる工事											
助 成 額	給付限度額 1 0 0 万円（一戸につき 1 回限り） <table><tr><td>区 分</td><td>対象経費の助成率</td><td>助成限度額</td></tr><tr><td>生活保護法による被保護世帯</td><td>100%</td><td>100万円</td></tr><tr><td>住民税非課税世帯</td><td>90%</td><td>100万円</td></tr></table>			区 分	対象経費の助成率	助成限度額	生活保護法による被保護世帯	100%	100万円	住民税非課税世帯	90%	100万円
区 分	対象経費の助成率	助成限度額										
生活保護法による被保護世帯	100%	100万円										
住民税非課税世帯	90%	100万円										

※住宅改修の助成について、日常生活用具給付事業と在宅支援型住宅支援型リフォームの 2 つの助成を使う場合は、給付限度額は 100 万円となります。

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

4 自動車改造費の助成

対象：身体障害者

就労等のため、所有・運転する自動車の操向・駆動装置の改造が必要な場合に費用の一部を助成します。（在宅で生活をする人のみ）必ず、事前に申請が必要です。

対 象 者

上肢 機能障害 1・2 級
 体幹 機能障害 1・2 級
 下肢 機能障害 1・2 級

助 成 額

10 万円限度（ただし、所得制限があります。）

※再申請の場合は過去に当該助成を受けてから 7 年以上経過している人が対象となります。

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

5 介助用自動車改造費の助成

対象：身体障害者

車いすを使用する身体障害者の外出を容易にするため、その介助者が運転する自動車を改造、または福祉車両を購入する場合に費用の一部を助成します。（在宅で生活をする人のみ）必ず、事前に申請が必要です。

対 象 者

下肢または体幹機能障害 1・2 級で常時車いすを必要とする人のいる世帯

助 成 額

改造に要する費用の 1／2。ただし、下記のとおり改造内容によって限度額は異なります（所得による制限があります。）

※再申請の場合は過去に当該助成を受けてから 7 年以上経過している世帯が対象となります。

事 業 の 区 分			限 度 額
回転シート付き車両への改造または当該車両の購入	電動装置がない回転シート	前部座席が回転	62,000円
		後部座席が回転	100,000円
	電動装置がある回転シート（上下作動装置付）		150,000円
リフト付き車両への改造または当該車両の購入			250,000円
超低床車両への改造または当該車両の購入			

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

6 自動車運転免許取得費の助成

対象：身体障害者

重度の身体障害者が通勤等のため自動車運転免許（第 1 種免許のみ）を取得する場合に、その費用の一部を助成します。（在宅で生活をする人のみ）

対 象 者

障害個別等級 1・2 級（下肢または体幹障害は 1～3 級）

助 成 額

10万円限度（ただし、助成は 1 度限りです。）

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

7 障害者福祉タクシー利用料金の助成

対象：身体・知的・精神障害者

心身に障害のある人に対し、タクシー利用料金の一部を助成します。

ただし、自分で運転可能な方は、除きます。申請時に障害者手帳をご持参ください。

対 象 者

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人で、1・2級または個別等級3級（下肢、体幹またはじん臓機能障害に限る。）の交付を受けている人
- ② 療育手帳Aの交付を受けている人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている人

助 成 額

1回あたり700円（タクシー料金が700円に満たない場合は当該タクシー料金）

助成券交付枚数

年間36枚（対象期間が1年に満たない場合は期間に応じた枚数となります。）

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

8 車いす・ストレッチャー対応タクシー利用料金の助成

対象：身体障害者

在宅で車いす等を利用する身体障害者等が、車いす用リフト付きのタクシーまたはストレッチャー装着のタクシーを利用するとき、その料金の一部を助成します。

ただし、自分で運転可能な方は、除きます。申請時に障害者手帳をご持参ください。

対 象 者

在宅の65歳以上の高齢者で寝たきり度がランクB以上の人または身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人で、障害者福祉タクシー利用料金の助成を受けていない人

助 成 額

1回当たり1,000円

助成券交付枚数

年間48枚（対象期間が1年に満たない場合は期間に応じ月割りとなります。）

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
市長寿介護課 ☎ (076) 274-9529
または各支所・市民サービスセンター

9 紙おむつ購入費の助成

対象：身体障害者

紙おむつの購入にかかる費用の一部を助成します。

対 象 者

常時紙おむつを必要とする人で、次の①または②に該当する人

- ① 在宅の40歳以上の要介護者で、要介護認定3・4・5の人
- ② 在宅の身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上65歳未満の人で、常時紙おむつを必要としている下肢または体幹の障害の個別等級が1級・2級に該当する人

対 象 品

大人用紙おむつ、大人用紙パンツ、尿とりパット

助 成 額

助成券1枚当たり1,000円

助成券交付枚数

年間48枚

(対象期間が1年に満たない場合は、期間に応じ月割りとなります。)

※購入の際に指定業者に助成券をお渡しください。

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
市長寿介護課 ☎ (076) 274-9529
または各支所・市民サービスセンター

10 配食サービス

対象：身体・知的・精神障害者

心身の障害等のため、自分で食事をつくることができず、買い物にも行けない人または家族などから食事の提供を受けることが困難な人に、栄養のバランスのとれたお弁当を、自宅までお届けし配食時における安否確認を行います。

対 象 者

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する高齢者および障害者で、自身で食事を準備できない人で安否確認が必要な方

配食回数

1日2食（昼食と夕食）

助 成 額

1食当たり300円

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
市長寿介護課 ☎ (076) 274-9529
または各支所・市民サービスセンター

11 軽度・中度難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴の児童に対し、補聴器の購入等に要する費用の一部を助成します。

対 象 者

次の①から③までの全てに該当する難聴児

- ①本市に住所を有する18歳未満の児童
- ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、医師に補聴器の装用が必要であると認められる児童
- ③補聴器を装用することにより、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師に認められた児童

対象品・助成額

下記基準額の9割を助成（1割を自己負担）

補聴器の種類	1台当たりの基準額
ポケット型	44,000円
耳かけ型	46,400円
耳あな型（既製品）	92,000円
耳あな型（オーダーメイド）	144,900円
骨導式ポケット型	74,100円
骨導式眼鏡型	126,900円

※その他、修理部品等詳細は下記までお問い合わせください。

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526

12 人工内耳用音声信号処理装置等購入費の助成

聴覚に障害があり人工内耳を装用している人に対し、人工内耳用音声信号処理装置及び、人工内耳用電池の購入に係る一部を助成します。ただし、所得による制限があります。

助 成 額

下記基準額の9割を助成（1割を自己負担）

音声処理装置 基準額 200,000円
人工内耳用電池 月額 2,500円

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

13 障害者温泉療養事業

対象：身体・知的・精神障害者

県指定の温泉施設を利用したときに、利用者一人につき、宿泊料金、または日帰り利用料金のいずれかを助成します。

対 象 者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている本市に住所を有する在宅の障害者
- ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人の付添人（県内在住一人のみ）。

助成券交付枚数

- ・宿泊の場合 県と市合わせて4,000円（年1回）
- ・日帰り（入浴＋食事）の場合 1,000円（年3回）

利用方法

- ① 利用する宿泊施設に予約の申込みをしてください。
- ② 市役所で助成券の申請をしてください。
- ③ 施設到着時にフロントに利用助成券を提出してください。

申請手続

障害者手帳、利用者の名簿（氏名、年齢、住所が分かるもの）

石川県宿泊指定施設 R8.2.28現在

小 松 市	のとや、小松グリーンホテル
能 美 市	まつさき（金沢・辰口）
加 賀 市	森の栖、葉渡莉、ゆのくに天祥、白山菖蒲亭（山代） ホテル翠湖（柴山） すゞや今日楼（山中）
七 尾 市	加賀屋、あえの風、ホテル海望、はまづる 日本の宿のと楽、お宿すず花（和倉） 国民宿舎能登小牧台
羽 咋 市	休暇村能登千里浜
志 賀 町	いこいの村能登半島、シーサイドヴィラ渤海
珠 洲 市	珠洲ビーチホテル
金 沢 市	川端の湯宿滝亭

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

14 白山市高齢者リフレッシュ支援事業

市内登録施術所で、健康保険が適用されない、はり、きゅう、マッサージの施術を受ける場合に料金の一部を助成する利用券を支給します。

対 象 者

市内に1年以上住所を有し、次のいずれかに該当する方

- ・満70歳以上の方
- ・満65歳以上70歳未満で、身体障害者手帳1級から3級までの交付を受けている方

支給枚数

年間18枚（10月以降に申請する場合は9枚）

助 成 額

利用券1枚当たり1,300円

申込み・問合せ

市長寿介護課 ☎ (076) 274-9529
または各支所・市民サービスセンター

15 緊急通報体制整備事業

急病や火災などの緊急時の通報体制として、自宅に通報装置、安否センサー、火災警報器を設置して、安全で安心できる生活を支援します。

対 象 者

在宅で、日常生活に不安のある65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の方および身体障害者のみ世帯の方

費用の負担

市民税課税世帯 400円／月額 市民税非課税世帯 200円／月額

※生活保護受給世帯は自己負担なし

※自宅に固定電話がない場合は、別途1,100円／月額

申込み・問合せ

市長寿介護課 ☎ (076) 274-9529
または各支所・市民サービスセンター

16 救急医療情報キット

万一の救急時に備えて、医療情報等を準備し、救急時に活用するものです。

救急時に、本人の状況に応じて救急隊員が、その記載された情報を元に適切な処置をとることができるように専用の容器に入れ自宅内に準備しておきます。

対 象 者

- ・ 65歳以上の高齢者の方や障害者の方
- ・ 日中独居となり、救急時の対応に不安のある方

費用の負担

無料（世帯につき1セット）



申込み・問合せ

市長寿介護課 ☎ (076) 274-9529
または各支所・市民サービスセンター

17 合理的配慮提供支援の助成

事業者や地域の団体が障害のある人に配慮をする際に必要な費用の一部を補助します。

対 象 者

- ① 商工業者などの民間事業者
- ② 町内会やボランティアなどの民間団体

補助対象

- ① コミュニケーションツール作成費用
- ② 物品の購入や工事費用
- ③ コミュニケーション支援のための手話通訳者等の配置

補 助 額

費用の2分の1（上限20,000円）

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526

9 就労の支援について

1 職業訓練奨励金

対象：身体・知的・精神障害者

県内の職業訓練施設において、職業能力開発促進法に定める職業訓練を修了した人に奨励金を交付します。

対 象 者

次の要件を全て満たす人

- ① 訓練期間が3か月以上あり、その訓練を修了している人
- ② 対象訓練の受講を開始した日において、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ③ 訓練施設入校日までに、本市に引き続き1年以上居住している人
- ④ 奨励金申請時において本市に居住している人
- ⑤ 申請期間は、対象訓練を修了した日の翌日から30日以内

奨励金額

10万円

申込み・問合せ

市商工課 ☎ (076) 274-9542

2 石川県障害者職場実習

対象：身体・知的・精神障害者等

障害者が本格的に雇用される前に、実際の職場で短期間の実習を行い、事業主との相互理解を深めることにより、障害者の雇用及び職場定着を促進します。

実習期間

1か月以内

支給される手当

実習手当（日額） 4,630円

（雇用保険を受給されている人は、支給されません。）

通所手当（日額） 500円を限度

（公共交通機関を利用し、通所距離が2km以上の場合に限ります。）

申込み・問合せ

白山公共職業安定所 ☎ (076) 275-8533

3 公共職業訓練

対象：身体・知的・精神障害者

公共職業安定所長の指示により、身体障害者、知的障害者および精神障害者が公共職業訓練施設での訓練を受講できます。

授業料は無料です。(ただし、教科書・検定受験料は自己負担となります。)
手当等については公共職業安定所にお問い合わせください。

申込み・問合せ

白山公共職業安定所 ☎ (076) 275-8533

4 石川県心身障害者就業資金

対象：身体・知的障害者

公共職業安定所の紹介により、常用労働者として就職した身体障害者1級から4級までおよび知的障害者が就業資金を借り入れできます。

貸与の対象

学校卒業後6か月経過した人

貸与額

5万円以内(ただし、1年以上勤務すれば返還免除)

※貸与は、1回限りです。貸与の条件等については、お問い合わせください。

申込み・問合せ

白山公共職業安定所 ☎ (076) 275-8533

5 石川障害者職業能力開発校

対象：身体・知的・精神障害者

障害のある人の能力に応じた職業訓練を行い、職業に関する基礎的な知識や技能を身につけるための施設で、授業料は無料です。(ただし、教科書・検定受験料は自己負担となります)

入校選考試験に合格し、公共職業安定所の受講指示を受けた人は、訓練手当又は雇用保険が支給されます。

〈訓練科・定員・訓練期間〉

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| ・機械CAD科 (定員10人) 1年 | ・電子機器科 (定員10人) 1年 |
| ・陶磁器製造科 (定員10人) 1年 | ・OAビジネス科 (定員20人) 1年 |
| ・実務作業科 (定員10人) 1年 | |
| ・キャリア・マネジメント科 (定員 前期・後期 各10人) 6ヶ月 | |

※通校が困難な方向けの寮があります。

申込み・問合せ

石川障害者職業能力開発校 ☎ (076) 248-2235

⑥ 石川障害者職業センター

当センターはハローワークと連携のもと、障害のある方に対して、就職に向けた相談・支援から就職後のフォローアップまで、一連の職業リハビリテーションサービスを行っています。(障害の種別は、問いません。)

■ 職業相談・職業評価

就職や職場適応を目指すために、現状や課題を整理します。その結果をもとに、今後の就労や職場定着に向けた支援の方法や内容、具体的目標を盛り込んだ支援プラン（「職業リハビリテーション計画」）を協議して作成します。

■ 職業準備支援

障害の特性に応じた対処法や解決方法を習得したり、自己理解を深めながら、就職活動をスムーズに進めていけるよう支援する通所プログラムです。具体的には、実際に作業を行う作業支援、職場でのコミュニケーションスキルやストレス対処を学んだり、どのような配慮を得ると良いか整理する各種講座、履歴書作成や面接練習等を行う就職活動支援、自分に合った働き方等を整理する相談支援を行います(在職中の方が職場適応を図るため、または休職中の方が円滑な職場復帰を目指すために利用することも可能です)。

■ ジョブコーチ支援

障害のある方が職場にスムーズに適応できるように、ジョブコーチが会社に訪問し、障害特性に応じた支援を行います。また、事業主に対しても雇用管理上必要な助言を行い、障害のある方と事業主・現場の方との橋渡しを行います。

■ リワーク支援

うつ病などの精神疾患により休職中の方に対し、復職に向けてのウォーミングアップの場を提供するとともに、円滑な職場復帰を目指し、復帰予定の職場への助言等、職場適応を図るための支援を行います。なお、すでに退職している方、主治医からまだ休養が必要と判断されている方は対象にはなりません。

■ その他

利用には、事前の予約が必要です。利用料は、無料です。

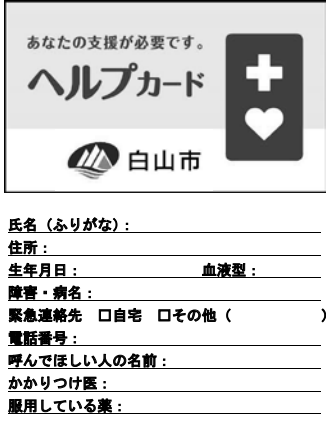
申込み・問合せ

石川障害者職業センター ☎ (076) 225-5011

10 社会参加促進事業について

ノーマライゼーション（障害のある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり）の理念の実現に向けて、それぞれの障害の状態に応じた事業を実施し、障害のある人の自立と社会参加の促進を図ります。

事業	対象	内容	申込み・問合せ
広報はくさん（声・点字）の発行	身体障害者（視覚）	文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、点訳、音訳版の広報・選挙広報を発行しています。	市社会福祉協議会 (076) 276-3151
手話通訳者・要約筆記者の派遣	身体障害者（聴覚）	聴覚障害者および音声・言語機能障害者の円滑なコミュニケーション支援のために、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。 公的機関、医療機関、会議や行事、社会参加に関することなどに派遣します。	市障害福祉課 (076) 274-9526 FAX (076) 274-8077
生活訓練事業	障害のある人が日常生活を送る上で必要な訓練・指導を行う事業です。 主に途中で障害になった人を対象にしています。		
視覚障害者生活教室	身体障害者（視覚）	生活相談、生活訓練（歩行、点字、パソコン、日常生活用具の使い方等）を行っています。	石川県視覚障害者協会 (076) 222-8781
手話奉仕員養成講座（入門・基礎）	ボランティア活動を希望する人	初歩的な手話を学習し、聴覚障害者のコミュニケーションの支援や交流活動ができる人を養成します。	市障害福祉課 (076) 274-9526
聞こえない・聞こえにくい人を支援するためのコミュニケーション講座		聴覚障害に関することを学習し、筆記通訳等でコミュニケーションの支援ができる人を養成します。	市障害福祉課 (076) 274-9526
視覚障害者支援ボランティア養成講座		視覚障害者のための情報支援を行う点字、朗読奉仕員や代筆代読のボランティアを養成します。	市社会福祉協議会 (076) 276-3151
知的障害者ガイドヘルパー養成講座	知的障害者への支援を希望する人	知的障害者の社会参加を支援する「知的障害者ガイドヘルパー」を養成します。	市障害福祉課 (076) 274-9526
メンタルヘルスサポーター養成講座	ボランティア活動を希望する人	精神障害のある人の生活と社会参加を支えることを目的に、障害者施設や医療機関において話し相手になったり、レクリエーション等の活動を手伝うボランティアとして、メンタルヘルスサポーターを養成します。	市社会福祉協議会 (076) 276-3151

事業	対象	内容	申込み・問合せ
市民カウンセラー養成講座	市民	市民一人ひとりが、地域の人や家族、友人、同僚等の悩みに対し、様々な場面で良好な人間関係を築き、地域の様々な人々の生活と社会参加を支えるため、心理学に基づいて傾聴技術と身につけた市民カウンセラーを養成します。	市社会福祉協議会 (076) 276-3151
ふれあいスポーツ大会	身体・知的・精神障害者	身体障害、知的障害および精神障害のある人がスポーツを通じて、体力増強を図るとともに、お互いの親睦とボランティアをはじめとした多くの人たちとの交流を促進することを目的に開催しています。(年1回開催)	市障害福祉課 (076) 274-9526
ヘルプマーク・ヘルプカードの交付	配慮や手助けが必要な人	自分から「困った」「手助けしてほしい」と伝えられない障害のある人等が外出先や緊急時・災害時に周囲の人に配慮や手助けが必要であることを知らせる際に使用します。  	市障害福祉課 (076) 274-9526 または各支所・市民サービスセンター

11 精神保健福祉に関する事業について

① こころの健康相談

こころの健康や精神の病気、お年寄りの認知症等について、専門医による相談を行います。

会 場

石川県石川中央保健福祉センター

日 程 等

	こころの健康相談
日 時	毎月第1、2、3、4水曜日
相 談 時 間	午後2時～4時
内 容	専門医によるこころの悩みの相談

※前日までに電話でご予約ください。

申込み・問合せ

石川県石川中央保健福祉センター ☎ (076) 275-2250

② 精神科訪問看護

治療の一環として、主治医の指示のもと、看護師やソーシャルワーカー等がご自宅等へ訪問して、あなたの生活について一緒に考えます。また、ご家族への訪問や電話による相談にも応じています。

たとえば、お薬や症状、日常生活、家族との関係など、さまざまにご相談ができます。

訪問時間や実施地域等の詳細につきましては、各医療機関にご確認ください。

※各種健康保険が適応され、自立支援医療が利用できます。

③ 精神科デイケア

精神障害のある人が、レクリエーションやスポーツ、話し合いなどのグループ活動を通して、その人なりの生活の場を広げ、社会生活機能を回復することを目的とした治療を行う通所施設です。

各種健康保険が適用され、自立支援医療制度が利用できます。

精神科、心療内科に通院している人が利用できます。

他の医療機関の精神科に通院している人でも利用できます。

市内・近隣のデイケア

デイケア わたぼうし (公立松任石川中央病院) 〒924-8588 白山市倉光三丁目8番地 TEL：076-275-2222 (代)	開所日 毎週月曜日～金曜日 (土日祝はお休み) 時 間 デイケア 9:00～15:00 ショートケア 9:00～16:00 の間の3時間 活動内容 芸術療法、心理教育、体力づくり、レクリエーション、作品作り、季節行事を行っています。詳細については病院ホームページで見ることができます。
デイケア キウイ (ときわ病院) 〒921-8834 野々市市中林四丁目123番地 TEL：076-248-5221 (代)	開所日 毎週月曜日～金曜日 (土日祝はお休み) 時 間 デイケア 10:00～16:00 ショートケア 10:00～13:00 もしくは13:00～16:00 活動内容 レクリエーション、スポーツ、グループ活動、季節行事など。野々市市内、松任駅、乙丸駅へ送迎を行っています (無料)。詳しい活動内容はホームページで見ることができます。
デイケア オリーブ (野々市こころのクリニック) 〒921-8809 野々市市二日市一丁目50番地 TEL：076-248-2122 (代)	開所日 月・火・水・金・土曜日 (木日祝はお休み) 時 間 ショートケア 13:00～16:00 活動内容 体力づくり、作業療法、リハビリ講座、ミーティング、リラクゼーション、外出プログラムなどにより、それぞれの回復を目指します。詳しいプログラム内容はホームページで見ることができます。

12 地域活動支援センターについて

地域活動支援センターで実施している活動や場の利用を通じて、同じような障害や病気を抱える仲間と交流したり、生活リズムを整えるお手伝いをします。また、利用者や、ご家族の日常生活に関する悩みや不安の相談に応じます。

地域活動支援センターほほえみ
〒924-0865 白山市倉光八丁目16番地2
☎ (076) 281-6508

- | | |
|----------------|--|
| 開 所 日 | 月曜日～金曜日 |
| 時 間 | 9:00～17:00 |
| 活 動 内 容 | 日中活動の場、プログラム活動、地域交流、生活支援、ボランティア相談 等 |
| 利 用 料 | 地域活動支援センターの利用や相談は無料です。ただし、通所時の交通費やプログラム活動にかかる材料費、食費等の実費はご負担していただきます。 |
| 利用対象者 | 白山市および近隣の市町にお住まいの障害（主に精神障害）のある方、またはそのご家族です。原則登録制になっておりますので、登録方法についてはスタッフまでお問い合わせください。
※手帳の有無、年齢による制限はありません。 |
| 利 用 方 法 | 利用を希望される場合には、当事業所との契約が必要となります。利用を希望される人は、お気軽にお問い合わせください。 |

地域活動支援センター・相談支援事業所ののいち
〒921-8834 野々市市中林四丁目120番地
☎ (076) 248-6565

- 開 所 日** 月曜日～金曜日、第1・3土曜日（祝日はお休み）
- 時 間** 9:00～17:00（土は9:00～12:15）
- 活 動 内 容** スポーツ、料理、レザークラフト等、グループ活動、
喫茶活動 等
- 送 迎** 有り（無料）
※所定のルートのみ。
- 利 用 料** 場の利用や相談、送迎等は無料です。ただし、活動に必要な
材料費や食費等の実費はご負担していただきます。
- 利用に必要な手続**
利用を希望する場合には、当事業所との契約が必要となります。利用を
希望される人は、お気軽にお問い合わせください。

白山市地域活動支援センター・あさがおハウス
〒924-0863 白山市博労二丁目50（こがね荘内）
FAX・☎ (076) 205-6025

- 開 所 日** 月曜日～金曜日（土、日、祝日、年末年始はお休み）
- 時 間** 9:00～17:00
- 活 動 内 容** 生活訓練、創作活動、体力づくり、教養、娯楽、趣味など
生活で困ったことの相談支援も行っています。
- 利用対象者** 白山市または近隣にお住いの方で、身体障害者手帳を所持し
ている聴覚障害者、耳の聞こえにくい方
- 利 用 料** 基本無料です。ただし、活動内容によりご負担いただく場合
があります。
- 利用方法** 各市町福祉担当課に利用申請し、通所登録いただく必要があ
ります。

13 料金の割引と税金の控除について

1 運賃等割引制度

	項目	対象者	割引率		備考	申込み・問合せ
1	鉄道運賃 (JR・IR)	第1種障害者 手帳所持者	普通乗車券 定期券 回数券 普通急行券	本人、介護 者共に5割	JRの定期券、回数券、普通急行券は介護者と共に乗車の場合のみ適用	JR・IR各駅
		第2種障害者 手帳所持者	普通乗車券 (※1) 定期券 (※2)	本人5割	(※1) JRは片道100kmを超える場合のみ適用 (※2) 第2種の12歳未満の障害者が介護者と共に乗車する場合は適用	
2	北陸鉄道 運賃	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者	本人、介護者共に5割 (介護者の割引は係員が必要とみなした場合に限る)		(1)車内で手帳または障害者手帳アプリ「ミライロID」(※3)提示 (2)定期券、ICカード(アイカ)の割引制度もあります (3)県外都市との間を結ぶ高速バスは、身体障害者手帳および療育手帳所持者のみ割引が適用	北陸鉄道 各駅、営業所
3	コミュニティバス (めぐる) 運賃		本人、介護者一名無料		降車時に手帳または障害者手帳アプリ「ミライロID」提示 ※つるぎ病院ルートは北陸鉄道に準拠	市交通政策課 (076) 274-9548
4	タクシー 運賃		1割		車内で手帳提示 割引を受けられないタクシーもあるので、乗車時に確認が必要	石川県 タクシー協会 (076) 254-1348
5	航空運賃		本人、介護者(※4) 一名割引		(※4) 満12歳以上で介護能力のある人	各航空会社 営業所
6	白山白川 郷ホワイト ロード 通行料金		5割		料金所で手帳または障害者手帳アプリ「ミライロID」提示 本人運転又は同乗している場合に適用	白山林道 石川管理事務所 (076) 256-7341
7	有料道路 通行料金	第1種身体障害者手帳	本人運転 介護者運転	5割	料金所で手帳または障害者手帳アプリ「ミライロID」提示 事前に市で申請、登録の手続きが必要(次ページ参照)	市障害福祉課 (076) 274-9526 または各支所・市民サービスセンター NEXCO 中日本 お客さまセンター (0120) 922-229 または (052) 223-0333
		第2種身体障害者手帳所持者	本人運転のみ			
		第1種療育手帳所持者	介護者運転のみ			

(※3) 「ミライロID」については58ページ参照。

【有料道路通行料金割引の手続きについて】

(1) 対象者

前ページ「運賃等割引制度」7を参照

(2) 申請・更新・変更手続き

	申請に必要なもの	割引有効期間	変更手続き
通常の割引利用の場合	①身体障害者手帳または療育手帳 ②車検証 ※電子車検証をお持ちの場合は、自動車検査証記録事項も併せて必要です。 ③（本人が運転する場合）運転免許証 ④（割賦購入、ローンまたは長期リースの場合）割賦購入契約書またはリース契約書	申請した日から2回目の誕生日まで ※更新の手続きは、手帳に記載されている有効期間の2か月前から申請できます。 ※割引有効期間の満了日の前2か月間における申請は、申請した日から3回目の誕生日までが有効期間になります。	以下の事項を変更した場合、届出が必要です。 ・自動車の登録番号または車両番号 ・ETCカードの名義 ・ETCカードの番号 ・ETC車載器の管理番号 ・ETC利用登録した申請者の氏名、住所 ※割引有効期間内での変更の場合のみです。期間を過ぎて変更する場合は、新規として届出が必要になります。
ETC	上記①～④に加えて ⑤ ETCカード（原則障害者本人名義） ⑥ ETC車載器のセットアップ証明書		

(3) 車種要件

自家用の車両（軽トラックを除く）

(4) 所有者要件

車検証上の「所有者の氏名または名称」が、以下のア～ウのいずれかに該当する方。

ア 本人

イ 本人の親族等

- ・配偶者
- ・直系血族およびその配偶者
- ・兄弟姉妹およびその配偶者
- ・同居の親族

ウ 日常的に介護している人（アもしくはイの人が自動車を所有しておらず、介護者運転の場合）

なお、割賦購入、ローンまたは長期リースにより自動車を利用している場合は、車検証の「使用者の氏名または名称」欄に本人または本人の親族等の氏名の記載があれば対象になります。

② NHK放送受信料の減免

対象：身体・知的・精神障害者

【全額免除】

- ・ 障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人）が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合

【半額免除】

- ・ 視覚、聴覚障害者が世帯主で、かつ NHK の契約者の場合
- ・ 重度の障害者（身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人）が世帯主で、かつ NHK の契約者の場合（申請時に必要なもの） 障害者手帳、印鑑

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526 または各支所・市民サービスセンター
NHK金沢放送局 ☎ (076) 264-7010

③ あさがおテレビの利用料金助成

対象：身体・知的・精神障害者

（株）あさがおテレビが運営するケーブルテレビに加入しており、以下のいずれかに該当する場合

- ・ 視覚、聴覚障害者が世帯主で、かつ、あさがおテレビの契約者の場合
 - ・ 重度の障害者（身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人）が世帯主で、かつ、あさがおテレビの契約者の場合
- （申請時に必要なもの） 障害者手帳、印鑑

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

④ 携帯電話料金の割引

対象：身体・知的・精神障害者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、携帯電話の基本使用料等が割引になる場合があります。

詳しくは、ご利用の会社窓口へお問い合わせください。

申込み・問合せ

各携帯電話会社

5 「104」電話番号の無料案内

対象：身体・知的・精神障害者

障害のため、電話帳の使用が困難な人に無料で電話番号を案内します。ただし、郵送による事前の登録が必要です。

対 象 者

- ・視覚障害 …… 身体障害者手帳1級から6級まで
- ・聴覚障害 …… 身体障害者手帳2・3・4・6級
- ・音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害…… 身体障害者手帳3・4級
- ・肢体不自由（上肢・体幹（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害））…… 身体障害者手帳1・2級
- ・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

申込み・問合せ

NTT西日本 ☎ 0120-104174

6 税金の控除

対象：身体・知的・精神障害者

心身に障害のある人については、生活上または就労上のハンディキャップに応じた次の税制上の控除があります。

① 所得税の控除

- ・障害者控除 _____ 27万円
（身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2、3級）
- ・特別障害者控除 _____ 40万円
（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）
※同居特別障害者の場合は、上記の額に35万円加算することができます。

② 住民税の控除

- ・障害者控除 _____ 26万円
（身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2、3級）
- ・特別障害者控除 _____ 30万円
（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）
※同居特別障害者の場合は、上記の額に23万円加算することができます。

申込み・問合せ

市市民税課 ☎ (076) 274-9514
松任税務署 ☎ (076) 276-2345

7 自動車税等の減免

対象：身体・知的・精神障害者

身体に障害のある人等のための自動車税等について、以下のような税の減免制度があります。減免をご希望の人は、下記窓口で手続きしてください。

お持ちいただくもの

種 類		本人運転	家族運転 (同居の場合のみ)	介護者運転 (障害者のみで 構成される世帯)	申請期間	申込み・問合せ
軽自動車	毎年の税金	手帳 ^{※1} 免許証 ^{※2} 車検証 ^{※3} マイナンバーの分かるもの		手帳 ^{※1} 免許証 ^{※2} 車検証 ^{※3} 介護証明 ^{※4} マイナンバーの 分かるもの	納期限 (5月末日)まで ⇒全額減免	市市民税課 ☎ 076-274-9514
	取得時の税金	手帳 ^{※1} 免許証 ^{※2} 車検証 ^{※2}	手帳 ^{※1} 免許証 ^{※2} 車検証 ^{※2} 使用目的証明 (通院証明等) 世帯全員の 住民票	手帳 ^{※1} 免許証 ^{※2} 車検証 ^{※2} 介護証明 ^{※3} 世帯全員の 住民票	新たに購入する 自動車の登録申 請時	石川県税務課分室 金沢市直江東1丁 目2番地 自動車会館内 ☎ 076-239-3631
普通自動車	毎年の税金				①4月1日から 納期限まで ⇒全額減免 ②納期限から 2月末まで ⇒月割で減免	石川県税務課 金沢市鞍月1丁目 1番地 ☎ 076-225-1273 金沢県税事務所 金沢市幸町12番1 号 ☎ 076-263-8836

※¹ 減免の対象となる範囲（障害者手帳等の等級）は別表のとおりです。

※² マイナ免許証の場合は、免許情報の読み取りのため、マイナ免許証用の暗証番号（4桁）の入力が必要です。事前にご確認をお願いします。

※³ 障害の認定を受けている方が車検証の所有者または納税義務者となっている場合に限り。ただし、障害のある人が18歳未満、知的障害、精神障害の場合はご家族の名義でも対象になります。

※⁴ 介護証明の申請は、市障害福祉課または各支所、サービスセンターで手続きしてください。

※ 減免は、『通学、通院、通所、通勤、生業』を目的に利用する自家用車であることが条件です（家族運転や介護者運転の場合、通院回数等に一定の条件があります。）。

※ 台数は、普通車と軽自動車のうち1人につき1台に限り。ます。

※ 減免申請される際は、事前に上記申請窓口にお問い合わせください。

対象範囲

区 分		身体障害者手帳等の 交付を受けている方
視覚障害		1 級～5 級
聴覚障害		2 級および 3 級
平衡機能障害		3 級および 5 級
音声機能障害 (頸部に気管孔を設け呼吸しなければならない場合に限る。)		3 級
上肢不自由		1 級および 2 級
下肢不自由		1 級～6 級
体幹不自由		1 級～3 級および 5 級
乳幼児以前の非進行性脳病変 による運動機能障害	上肢機能	1 級および 2 級 (一上肢のみに運動機能障害がある 場合を除く。)
	移動機能	1 級～6 級
心臓機能障害		1 級および 3 級
じん臓機能障害		1 級および 3 級
呼吸器機能障害		1 級および 3 級
ぼうこうまたは直腸機能障害		1 級および 3 級
小腸機能障害		1 級および 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～3 級
肝機能障害		1 級～3 級
療育手帳		A (家族運転のみ)
精神障害者保健福祉手帳		1 級 (家族運転のみ)

14 その他の制度について

1 選挙について

対象：身体障害者・戦傷病者・介護保険被保険者

郵便による不在者投票

重度の障害のある人や、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、自宅で郵便による不在者投票ができます。

対象となる人は、以下のとおりです。

手帳記載の障害名で該当するか分からないときは、市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

手帳名等	障害の種類・要介護状態区分	障害の程度
身体障害者手帳	- 両下肢、体幹または移動機能の障害 - 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害 - 免疫または肝臓の障害	1級・2級 1級・3級 1級から3級まで
戦傷病者手帳	- 両下肢または体幹の障害 - 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害	特別項症から第2項症まで 特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護5	

※投票用紙等の請求は、選挙期日の4日前までに行ってください。

※なお、事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

・代理人による投票

郵便投票の対象者で、かつ、上肢または視覚に重度の障害（身体障害者手帳1級または戦傷病者手帳特別項症から第2項症まで）があり、自ら投票用紙に記載することができない人は、あらかじめ届け出た人に記載させる代理記載の方法により投票を行うことができます。

点字投票・代理投票

目の不自由な人は点字で投票ができます。また、身体が不自由なため自分で投票用紙に記入できない人については、投票所の職員が代わって書いて投票することもできます。

また、市長選挙、市議会議員選挙の際は選挙広報の点字版・音声版も準備しております。（国や県の選挙の場合はお問い合わせください。）必要な方は、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

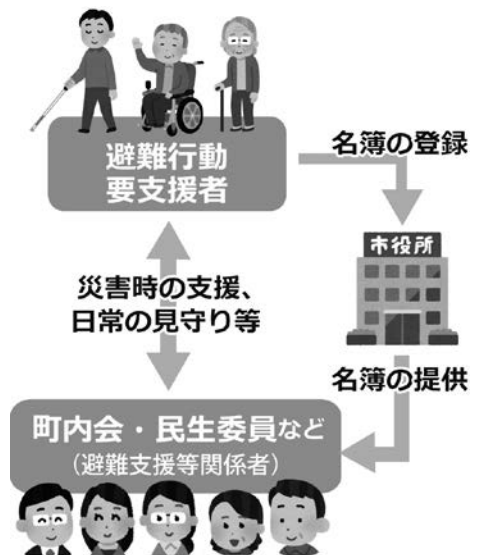
申込み・問合せ

選挙管理委員会事務局 ☎ (076) 274-9581

2 避難行動要支援者名簿への登録事業

市では、災害時に避難をする際に支援を必要とする人の名簿を作成しています。

この名簿は、対象となる本人の同意を得た上で、町内会や民生委員などに、事前に情報を提供し、災害時の支援活動のほか、日常の防災・防犯活動や地域の見守り活動等に活用します。



対象者

在宅で生活し、次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳1・2級、下肢3級の交付を受けている人
- ② 療育手帳Aの交付を受けている人
- ③ その他、災害時に支援が必要と認められる人

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526

3 駐車禁止除外指定 対象：身体・知的・精神障害者のうち一定の基準を満たす人

歩行が困難であると認められる障害のある人が自ら運転、または同乗させている場合で、道路標識により駐車が禁止されている道路において、やむを得ず駐車する必要がある場合は、駐車禁止除外標章交付申請をすることができます。

なお、申請要領、手続に必要なものなど詳しくは、最寄りの警察署までお問い合わせください。

申込み・問合せ

白山警察署 ☎ (076) 216-0110

4 自動車の運転者が表示する標識（マーク）

	マーク	内容	表示義務	他の運転者の遵守事項
身体障害者標識 (身体障害者マーク)		肢体不自由であることを理由に運転免許証に条件を付されている人が車に表示するマークです。	努力義務	危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割込みを行った場合は、道路交通法違反になります。
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)		聴覚障害であることを理由に運転免許証に条件を付されている人が車に表示するマークです。	義務	

問合せ

白山警察署 ☎ (076) 216-0110

5 いしかわ支え合い駐車場

障害者や高齢者等で歩行が困難な方が、障害者等用の駐車場を利用しやすくするために、県内共通の利用証を交付します。

対 象 者

障害者（等級要件あり）、高齢者（要介護1～5）、難病患者、妊産婦、けが人等の歩行が困難な方

※要件の詳細は、石川県ホームページまたは市窓口までお問い合わせください。

利用可能施設

多くの方が利用される施設の障害者等用駐車場で、「いしかわ支え合い駐車場」の案内表示が掲示されている場所で利用できます。

【専用案内表示】



利用方法

ルームミラーに利用証をかけて、車外から見えるように掲示し、案内表示のある駐車区画に駐車してください。

申込み・問合せ

市障害福祉課	☎ (076) 274-9526
市長寿介護課	☎ (076) 274-9529
市いきいき健康課	☎ (076) 274-2155
市発達相談センター	☎ (076) 276-8819
各支所・市民サービスセンター	
石川県障害保健福祉課	☎ (076) 225-1426

6 成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などで判断能力が不十分な方の、預貯金等の財産管理や障害福祉サービス等の利用・施設入所の契約や手続きなどを、本人に代わって法的な代理人が行い、本人が安心して生活できるように支援する制度です。

問合せ

金沢家庭裁判所 ☎ (076) 221-3234 (後見係)

7 福祉サービス利用支援事業

対象：知的・精神障害者ほか

判断能力に不安がある高齢者や障害者に対し、本人の意思に基づいて福祉サービスの利用に必要な手続きのお手伝いや日常的な金銭管理のお手伝いなどを行い、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように支援します。

支援内容

- 福祉サービスの利用に必要な手続きのお手伝い
- 日常的なお金の管理のお手伝い
- 大切な書類等のお預かり
- 日常生活に必要な手続きのお手伝い

利用料金

1回1時間まで 1,350円 ※生活保護の方は無料

申込み・問合せ

市社会福祉協議会 ☎ (076) 276-3151
くらしサポートセンターはくさん ☎ (076) 276-9389

8 資金の貸付け

対象：身体・知的・精神障害者ほか

生活福祉資金

低所得世帯や高齢者、障害者のいる世帯への生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付けと必要な相談支援を行っています。

- 資金の種類 統合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
教育支援資金（教育支援費、就学支援費）
不動産担保型生活資金

申込み・問合せ

市社会福祉協議会 ☎ (076) 276-3151
くらしサポートセンターはくさん ☎ (076) 276-9389

市民福祉小口資金

市内に居住する（本市に1年以上住所を有する）人に安定した日常生活を営んでいただくための一助として、次のような融資の補助制度を設けています。

- 資金の種類 生活資金、教育資金、医療資金、住宅改造資金（在宅重度身体障害者に限る）
- 融資限度額 50万円 ただし、住宅改造資金については、80万円
- 融 資 利 率 年2.8%
- 融 資 期 間 3年以内

※この制度は、利子補給（融資利率年2.8%超過分）となりますので、利用に当たっては、事前に銀行等で審査を受けてください。

申込み・問合せ

市生活支援課 ☎ (076) 274-9509
または各支所・市民サービスセンター

9 「ミライロID」について

「ミライロID」とは・・・

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている人を対象とした、民間事業者のスマートフォン向けアプリのことです。

ミライロIDを導入している施設では、アプリ画面を手帳の代わりに提示することで利用料金の減免等を受けることができます。

※詳しくは、<https://mirairo-id.jp/> をご覧ください。

※次ページにミライロIDが利用できる市内公共施設一覧を掲載しています。

■ミライロIDが利用できる市内公共施設一覧

(1)ミライロIDを利用して料金の減免・割引が受けられる施設

施 設 名		減免内容		備 考
松任総合運動公園	体育館	個人利用料	無料	付き添い1名無料
	屋外水泳プール			
	室内水泳プール			
	柔・剣道場			
	陸上競技場			
若宮公園体育館				
若宮公園こどもプール				
白山市松任青少年体育館				
白山市松任弓道場				
白山市千代野体育館				
白山市日輪体育館				
白山市美川体育館				
白山市美川弓道場				
白山市美川武道館				
白山市美川スポーツセンター				
白山市湊リフレッシュセンター				
白山市美川室内プール				
白山市蝶屋リフレッシュセンター				
白山郷公園体育館				
白山郷公園武道館				
白山市舟岡山体育館				
白山市白山ろく体育館				
松任海浜公園室内プール				
白山市鶴来B＆G海洋センタークレインプール				
白峰スキー競技場	白峰アルペン競技場			
	白峰クロスカントリー競技場			
かわち保健センタートレーニングルーム				
白峰健康増進センター				
スキー場		リフト券代金	割引	【割引後の金額】 一日券 大人 1,500円 小人 500円 11回綴 1,100円 1回分 100円
スカイ獅子吼ゴンドラリフト		リフト券代金	割引	【割引後の金額】 往復 300円 片道 250円
市立博物館		入館料	全額 減免	本人及び介護者1名
松任中川一政記念美術館				
千代女の里俳句館				
石川ルーツ交流館				
呉竹文庫				
鳥越一向一揆歴史館				
白山恐竜パーク白峰				
トレインパーク白山			半額減免	

(2)ミライロIDを利用して料金の減免・割引が受けられるバス路線

バス路線	減免内容		備考
コミュニティバス	運賃	無料	つるぎ病院ルートは路線バス運賃の半額

※「ミライロID」がなくても障害手帳の掲示により、これまでどおり減免等を受けることができます。

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526

15 関係団体などについて

1 福祉関係団体

団体名	活 動 内 容	問 合 せ
白山市社会福祉協議会	社会福祉協議会は、本市における地域福祉の増進や福祉のまちづくりをすすめるために設置されています。 (活動内容) (1) 法人運営・・・広報、施設管理 (2) 地域支援・・・地区社協、地域ふれあいサロン、福祉共育、社会福祉法人連絡会 (3) 個別支援・・・生活福祉資金、福祉サービス利用支援、生活困窮者自立相談、障害福祉相談 (4) 団体支援・・・老人会、身障協会、民生委員児童委員協議会、遺族会、共同募金会 (5) 市民活動・ボランティアセンター・・・ボランティアの登録・紹介、保険の取扱い (6) 介護保険事業・・・居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護	(076) 276-3151
白山市身体障害者団体連合会	身体に障害のある人同士がお互いに親睦を深めるとともに、自立と一層の社会参加を目指しています。 (構成団体) ・松任地区身体障害者福祉協会 ・鶴来身体障害者福祉協議会 ・美川地区障害者福祉協会 ・白山ろく地区障害者福祉協会 ・白山市聴覚障害者協会 ・白山市視覚障害者協会 (活動内容) ・機関紙「白身連」の発行 ・福祉研修会の実施 ・グラウンドゴルフ大会の開催 ・市福祉健康まつり、県障害者スポーツ大会・市ふれあいスポーツ大会、県身連グラウンドゴルフ大会等への参加	[福祉ふれあいセンター内] (076) 276-3151
白山市手をつなぐ育成会	知的障害者とその保護者を中心に、研修参加、療育行事、相談事業、健康サークルなどの活動を通じてお互いに理解を深めながら助け合って、障害者が安心して地域で生活ができるような社会を目指し活動しています。	事務局 [美川あんずの家内] (076) 278-7775
白山・野々市つながりの会	障害のある子とない子が共に育つ教育（共生教育）や障害のある人とない人が共に生きる社会（共生社会）の実現を願って活動しています。会には様々な障害のある人と家族、障害者問題に関心を寄せる人たちが加入していて、毎月例会を開いています。 (例会) 偶数月：第3土曜日 19:30～ 奇数月：10:30～（開催日は不定期）	[徳田会長宅] (076) 275-0799
松任・石川精神障害者家族会「ちよに会」	病気を正しく理解するための学習会や研修会を開催するとともに、毎月第3土曜日午後1時30分から3時30分まで家族のつどいを行っています。家族同士が交流を深め、力を合わせることで、精神障害者の福祉の向上と社会復帰の推進を目指して活動しています。	事務局 [ほほえみ内] (076) 274-6209
ダウン症のお子さんをもち親の会「にじいろキッズ」	ダウン症のお子さんの保護者を対象に、話し合いや情報交換、学習会等の活動を行っています。	事務局 [健康センター松任内] (076) 274-2155
NPO難聴と共に歩む親子の会 金沢方式研究会	難聴の子どもを持つ親御さん同士、子どもたち同士のつながりを付けながら、難聴の問題についてもっと、世の中の人に知ってもらおうと活動している会です。	(076) 251-1371 kanazawahoushiki@gmail.com
石川盲ろう者友の会	視覚と聴覚に障害を併せ持つ盲ろう者と会の目的に賛同した者が、盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的に活動しています。	[石川県社会福祉会館内] 電話・FAX (076) 232-5205
白山リハビリ木曜会	脳卒中などで体が不自由になった人が、住み慣れた家で家族と暮らし、積極的に社会参加できることを目指し、活動しています。	[事務局 中根宅] (076) 275-6362
いしかわ医療的ケア児・障害児家族グループ「PareTTe (パレット)」	県内に住む医療的ケア児・障害児（主に重症心身障害児）の家族グループです。オンラインの交流が中心で、そのほか年に数回対面での活動もしています。	代表 谷畑 mail: parette.icare@gmail.com Instagram: parettejicare

2 関連施設等

施設の種類	施設名	所在地	電話番号
身体障害者福祉センターB型	白山市身体障害者福祉センターこがね荘	〒924-0863 白山市博労二丁目50番地	(076) 276-3998 FAX (076) 275-7650
生活訓練福祉相談点字図書館点字出版施設	石川県視覚障害者情報文化センター	〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番26号	(076) 222-8781 FAX (076) 222-1821
字幕・手話・要約筆記ビデオライブラリー	石川県聴覚障害者センター	〒920-0964 金沢市本多町3丁目1番10号	(076) 264-8615 FAX (076) 261-3021
職業訓練	石川障害者職業能力開発校	〒921-8836 野々市市末松2丁目245番地	(076) 248-2235 FAX (076) 248-2236
職業準備支援職場復帰支援	石川障害者職業センター	〒920-0901 金沢市彦三町一丁目2番1号 アソルティ金沢彦三2階	(076) 225-5011 FAX (076) 225-5017
精神保健福祉相談	石川県こころの健康センター	〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目6番地	(076) 238-5750 FAX (076) 238-5762 (相談課直通)
発達障害についての相談	石川県発達障害支援センター	〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目6番地	(076) 238-5557 FAX (076) 254-5533
高次脳機能障害に関する相談	石川県高次脳機能障害相談・支援センター	〒920-0353 金沢市赤土町ニ13-1 石川県リハビリテーションセンター内	(076) 266-2188 FAX (076) 266-2864
社会的リハビリテーションに関する相談	石川県リハビリテーションセンター	〒920-0353 金沢市赤土町ニ13-1	(076) 266-2860 FAX (076) 266-2864
難病に関する相談	石川県難病相談・支援センター	〒920-0353 金沢市赤土町ニ13-1 石川県リハビリテーションセンター内	(076) 266-2738 FAX (076) 266-2864
身体障害者の社会参加	社会福祉法人 石川県身体障害者団体連合会	〒920-8557 金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館内	(076) 232-8372 FAX・電話とも

3 盲・ろう・特別支援学校

種別	学校名	所在地	電話番号
盲	盲学校	金沢市小立野5丁目3番1号	(076) 262-9181
ろう	ろう学校	金沢市窪6丁目218番地	(076) 242-6218
肢体	小松瀬領特別支援学校	小松市瀬領町丁138-1	(0761) 46-1324
知肢	いしかわ特別支援学校	金沢市南森本町1番1	(076) 258-1101
	明和特別支援学校	野々市市中林4丁目70番地	(076) 246-1133
知的障害	小松特別支援学校	小松市金平町丁76番地	(0761) 41-1215
	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校	金沢市東兼六町2番10号	(076) 263-5551
病弱	医王特別支援学校	金沢市岩出町ホ1番地	(076) 257-0572
	医王特別支援学校小松みどり分校	小松市向本折町へ14番地1	(0761) 24-0103

4 支所・市民サービスセンターの障害福祉担当課

支所名	所在地	電話番号	FAX 番号
美川支所 市民福祉課	白山市美川浜町ヨ103番地	(076) 278-8117	(076) 278-6450
鶴来支所 市民福祉課	白山市鶴来本町四丁目ヌ85番地	(076) 272-1113	(076) 272-2754
河内 市民サービスセンター	白山市河内町福岡77番地 かわち保健センター内	(076) 272-1100	(076) 272-4866
吉野谷 市民サービスセンター	白山市佐良ニ136番地 吉野谷公民館内	(076) 255-5011	(076) 255-5440
鳥越 市民サービスセンター	白山市別宮町ロ170番地 鳥越公民館内	(076) 254-2011	(076) 254-2305
尾口 市民サービスセンター	白山市瀬戸午10番地 尾口公民館内	(076) 256-7011	(076) 256-7014
白峰 市民サービスセンター	白山市白峰ハ157番地 1 白峰福祉複合施設カルテット	(076) 259-2011	(076) 259-2445

16 そ の 他

1 身体障害者障害程度等級表（規則別表第5号より）

級 別	肢 体 不 自 由				
	上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1 級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2 級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つ事が困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がる事が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3 級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4 級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6 級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

備 考

1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、当該等級とする。

2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。（7級に該当する障害が1の場合は手帳交付しない。）

3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級よりも上の級とすることができる。

4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨関節、その他の指については第一指骨関節以上を欠くものをいう。

5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。

7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

○ 二つ以上の障害の重複
二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。

合計指数	認定等級
18以上	1 級
11～17	2 級
7～10	3 級
4～6	4 級
2～3	5 級
1	6 級

合計指数は、次の等級別指数表より、各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとす。

障害等級	指 数
1 級	18
2 級	11
3 級	7
4 級	4
5 級	2
6 級	1
7 級	0.5

1 身体障害者障害程度等級表（規則別表第5号より）

級 別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能 の障害		音声機能、 言語機能 又はそ しゃく機 能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸 若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害						
		聴 覚 障 害	平 衡 機能障害		心 臓 機能障害	じん 臓 機能障害	呼 吸 器 機能障害	ぼうこう 又は直腸の 機能障害	小 腸 機能障害	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	肝 臓 機能障害
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式 試視力表によって測ったものをい い、屈折異常のある者につい ては、矯正視力について測ったもの をいう。以下同じ。）が0.01以下 のもの				心臓の機 能の障害 により自 己の身辺 の日常生 活活動が 極度に制 限される もの	じん臓の 機能の障 害により 自己の身 辺の日常 生活活動 が極度に 制限され るもの	呼吸器の 機能の障 害により 自己の身 辺の日常 生活活動 が極度に 制限され るもの	ぼうこう 又は直腸 の機能の 障害によ り自己の 身辺の日 常生活活 動が極度 に制限さ れるもの	小腸の機 能の障害 により自 己の身辺 の日常生 活活動が 極度に制 限される もの	ヒト免疫不全ウィ ルスによる免疫の 機能の障害により 日常生活がほとん ど不可能なもの	肝臓の機能 の障害によ り日常生活 活動がほと んど不可 能なもの
2 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が 0.04かつ他方の眼の視力が手動 弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視標によ る。以下同じ。）の総和が左右 眼それぞれ80度以下かつ両眼中 心視野角度（1/2視標による。 以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下 かつ両眼中心視野視認点数が20 点以下のもの	両耳の聴力レ ベルがそれ ぞれ100 デシベル 以上のもの（両耳 全ろう）								ヒト免疫不全ウィ ルスによる免疫の 機能の障害により 日常生活が極度に 制限されるもの	肝臓の機能 の障害によ り日常生活 活動が極度 に制限され るもの
3 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.04以上0.07以下のもの（2級の 2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08かつ他方の眼の視力が手動 弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼 それぞれ80度以下かつ両眼中心 視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下 かつ両眼中心視野視認点数が40 点以下のもの	両耳の聴力レ ベルが90デシ ベル以上のもの（耳 介に接しなけれ ば大声語を理解 し得ないもの）	平衡機能 の極めて 著しい障 害	音 声 機 能、言語 機能又は そしゃく 機能の喪 失	心臓の機 能の障害 により家 庭内での 日常生活 活動が著 しく制限 されるも の	じん臓の 機能の障 害により 家庭内での 日常生活 活動が著 しく制限 されるも の	呼吸器の 機能の障 害により 家庭内での 日常生活 活動が著 しく制限 されるも の	ぼうこう 又は直腸 の機能の 障害によ り家庭内 での日常 生活活動 が著しく 制限され るもの	小腸の機 能の障害 により家 庭内での 日常生活 活動が著 しく制限 されるも の	ヒト免疫不全ウィ ルスによる免疫の 機能の障害により 日常生活が著しく 制限されるもの （社会での日常生 活活動が著しく制 限されるものを除 く。）	肝臓の機能 の障害によ り日常生活 活動が著し く制限され るもの（社 会での日常 生活活動が 著しく制限 されるもの を除く。）
4 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.08以上0.1以下のもの（3級の2 に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼 それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下 のもの	1 両耳の聴力 レベルが80デ シベル以上の もの（耳介に 接しなければ 話声語を理解 し得ないも の） 2 両耳による 普通話声の最 良の語音明瞭 度が50％以下 のもの		音 声 機 能、言語 機能又は そしゃく 機能の著 しい障害	心臓の機 能の障害 により社 会での日 常生活活 動が著し く制限さ れるもの	じん臓の 機能の障 害により 社会での 日常生活 活動が著 しく制限 されるも の	呼吸器の 機能の障 害により 社会での 日常生活 活動が著 しく制限 されるも の	ぼうこう 又は直腸 の機能の 障害によ り社会で の日常生 活活動が 著しく制 限される もの	小腸の機 能の障害 により社 会での日 常生活活 動が著し く制限さ れるもの	ヒト免疫不全ウィ ルスによる免疫の 機能の障害により 社会での日常生活 活動が著しく制限 されるもの	肝臓の機能 の障害によ り社会での 日常生活活 動が著しく 制限される もの
5 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.2かつ他方の眼の視力が0.02以 下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上 が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下 のもの 4 両眼開放視認点数が70点を 超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点 以下のもの		平衡機能 の著しい 障害								
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3以 上0.6以下かつ他方の眼の視力が 0.02以下のもの	1 両耳の聴力 レベルが70デ シベル以上の もの（40以上 の距離で発声 された会話を 理解し得ない もの） 2 一側耳の聴 力レベルが90 デシベル以 上、他側耳の 聴力レベルが 50デシベル以 上のもの									

2 市内の障害者支援施設

令和8年5月1日現在

施設の種類	名 称	経営主体	所 在 地	電話番号
身体障害者福祉センター	こ が ね 荘	シルバー 人材センター	博労二丁目50番地	(076) 276-3998
障害者ふれあいセンター	鶴 来 障 害 者 ふ れ あ い セ ン タ ー	N P O 法 人	八幡町247番地	(076) 272-2721
障 害 者 支 援 施 設	青 い 鳥	社会福祉法人	杉森町へ1番地1	(076) 254-8181
障害福祉サービス事業所 (通所系)	青い鳥ワークセンター	〃	杉森町へ1番地1	(076) 254-8182
〃	あ じ さ い	〃	八幡町247番地	(076) 272-2721
〃	アネックスあじさい	〃	八幡町リ110番地	(076) 295-9052
〃	あ ん ず の 家	N P O 法 人	平加町ヌ119番地1	(076) 278-7775
〃	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 ほ ほ え み	社会福祉法人	倉光八丁目16番地2	(076) 274-6209
〃	セ ル プ あ さ が お	〃	笠間町156番地1	(076) 274-9177
〃	す ー ぶ る	〃	石同新町294番地1	(076) 276-9432
〃	つ な が り の 家	〃	北安田町112番地1	(076) 274-2230
〃	生きがいワークス白山	株 式 会 社	鶴来本町四丁目千目35番地	(076) 225-4362
〃	松 の 実 園	社会福祉法人	徳丸町625番地1	(076) 276-6452
〃	B's W o r k	〃	北安田町548番地2	(076) 275-0616
〃	美 川 37 W o r k	〃	美川中町口221番地1	(076) 278-7788
〃	松 任 23 W o r k	〃	殿町312番地	(076) 278-7788
〃	就 労 支 援 事 業 所 懐	N P O 法 人	末広二丁目35番地	(076) 275-5055
〃	だ ん ろ	株 式 会 社	鹿島町ち111番地1	(076) 236-2356
〃	ゆ ら く	〃	徳丸町562番地1	(076) 259-6407
〃	サ ン ケ ア ワ ー ク ス	社会福祉法人	田中町304番地1	(076) 275-7007
〃	S U N シ テ イ	〃	田中町63番地1	(076) 275-3410
〃	就 労 支 援 隊 あ く と	〃	殿町10番1	(076) 276-0307
〃	多 機 能 型 支 援 施 設 ヒ ラ ソ ル こ う づ	株 式 会 社	木津町574番1	(076) 220-6740
〃	ヒ ラ ソ ル み ず ほ	〃	みずほ六丁目1番地10	(076) 227-9353
〃	え が お 工 房 8 ジ ョ イ	一般社団法人	馬場2丁目33番地 Mグローリー1階テナント	(076) 274-1672
〃	あ か り と み の り	〃	福留町2016番地	(076) 214-6653
〃	リハスファームはくさん	株 式 会 社	宮丸町1133番地1	(076) 259-1452
〃	共 生 型 介 護 リ ハ 本 舗 お お ま ち	株 式 会 社	四日市町5番地	(076) 275-8070
〃	ヴィストキャリア松任駅前	〃	西新町1133 ポポロ松任	(076) 214-6802
〃	self-A・A-rise 白山営業所	〃	徳丸町367番地1-2	(076) 207-4245
〃	つ む ぎ	N P O 法 人	富光寺町293番地	(076) 272-8297
〃	自 立 訓 練 事 業 所 潤	〃	徳丸町80-1	(076) 208-9021
〃	ア イ ラ イ ク	株 式 会 社	西美沢野町二丁目7番地	(076) 225-4425
〃	自 立 訓 練 こ ね っ と	合 同 会 社	博労三丁目32番地1B	(076) 235-9210
〃	生 活 介 護 事 業 所 の ど か (ま ど か)	株 式 会 社	七原町チ16-11	(076) 205-2122
〃 (訪問系)	ニチイケアセンター松任	株 式 会 社	石同新町275番1	(076) 276-9958
〃	白 山 市 社 協 ホ ー ム ヘ ル プ セ ン タ ー	社会福祉法人	倉光八丁目16番地1	(076) 276-3151

施設の種類	名 称	経営主体	所 在 地	電話番号
障害福祉サービス事業所 (訪問系)	障 害 者 地 域 生 活 支 援 セ ン タ ー エ ポ ッ ク	社会福祉法人	若宮三丁目72番 1	(076) 276-6453
〃	B's N e t	社会福祉法人	北安田町548番地 2	(076) 275-0616
〃	ホームヘルプサービス愛	N P O 法 人	末広二丁目35番地	(076) 275-5055
〃	ニチイケアセンター鶴来	株 式 会 社	熱野町イ28番地11	(076) 273-6710
〃	ヘルパーステーション ス ポ ッ ト ラ イ ト	N P O 法 人	富光寺町293番地	(076) 287-3446
〃	P D ハ ウ ス 白 山 ヘルパーステーション	株 式 会 社	成町712番地 3 成町事務所	(076) 225-6401
〃	福 寿 訪 問 介 護	〃	相木町62番地	(076) 205-1428
〃	訪 問 介 護 カ ル ナ	〃	三幸町77番地	(076) 273-6710
〃	訪問介護事業所 ケア白山	有 限 会 社	北安田町西二丁目83番地	(076) 276-9192
児童福祉サービス事業所	ひ か り と あ か り	株 式 会 社	向島町759番地 2	(076) 256-3514
〃	だいじょうぶ みずほ	N P O 法 人	みずほ一丁目 1 番地 8	(076) 275-7494
〃	B's こ ど も Labo	社会福祉法人	北安田町548番地 2	(076) 275-0616
〃	キッズルーム トマト	株 式 会 社	みずほ六丁目 1 番地10	(076) 218-4196
〃	あ ん ず 子 ど も の 家	N P O 法 人	蓮池町エ 5 番地 2	(076) 259-6683
〃	ひ な た っ 子 ク ラ ブ	〃	富光寺町293番地	(076) 272-8297
〃	り ん ぐ 白 山	株 式 会 社	四日市町 5 番地	(076) 282-7550
〃	キッズルーム パブリカ	〃	木津町574番地 1	(076) 220-6290
〃	こどもサポート教室 「きらり」白山松任校	〃	辰巳町164番地	(076) 287-3555
〃	さるびあ子どもの家	N P O 法 人	平加町ヌ120番地 1	(076) 278-7078
〃	サ ン ケ ア キ ッ ズ	社会福祉法人	田中町123番地10	(076) 274-8133
〃	サ ン F C 白 山	株 式 会 社	千代野東三丁目 8 - 8	(076) 227-9091
〃	サンFC白山アネックス	〃	相木町492番 6	(076) 227-8820
〃	サンケアキッズ カラフル	社会福祉法人	新成三丁目272番地	(076) 272-8166
〃	唯 夢	一般社団法人	藤木町257番地 4	(076) 274-3698
〃	広 伸 会 は く さ ん 教 室	株 式 会 社	橋爪町365番地 7	(076) 287-0188
地域活動支援センター 相 談 支 援 事 業 所	ほ ほ え み	社会福祉法人	倉光八丁目16番地 2	(076) 274-6209
〃	あ さ が お ハ ウ ス	社会福祉法人	博労二丁目50番地	(076) 205-6025
相 談 支 援 事 業 所	B's S u p p o r t	〃	北安田町548番地 2	(076) 275-0656
〃	障 害 者 地 域 生 活 支 援 セ ン タ ー エ ポ ッ ク	〃	若宮三丁目72番地 1	(076) 276-6453
〃	に じ	〃	徳丸町589番地 3	(076) 276-6452
〃	白山市社協 障害福祉 相 談 支 援 事 業 所	〃	倉光八丁目16番地 1	(076) 276-3151
〃	サポートライフココネット	〃	八幡町247番地	(076) 272-2721
〃	あ ん ず	N P O 法 人	平加町ヌ119番地 1	(076) 278-7775
〃	支 援 セ ン タ ー 青 い 鳥	社会福祉法人	杉森町へ 1 番地 1	(076) 254-8181
〃	お り ～ ぶ 白 山	〃	茶屋一丁目15番地 1	(076) 276-6970
〃	煌	N P O 法 人	末広二丁目35番地	(076) 275-5055
〃	相談支援事業所ほほえみ	社会福祉法人	倉光八丁目16番地 2	(076) 261-6508
〃	相 談 支 援 こ ね っ と	合 同 会 社	博労三丁目32番 1 B	(076) 235-9210
〃	相談支援事業所ふくって	〃	博労二丁目50	090-8093-778

③ 白山市共生のまちづくり推進協議会（通称ノーマネットはくさん）

障害のある人もない人も、自分らしく安心して生活することのできる「共生のまち 白山市」を実現するため、白山市共生のまちづくり推進協議会を設置し、市内に住む障害者、障害福祉サービス事業所、医療機関、障害者支援団体等と協議・活動を行っています。

各当事者部会、家族部会では、障害や介護の悩みの共有や、交流会なども開催しています。参加希望の方は、お気軽にご連絡ください。

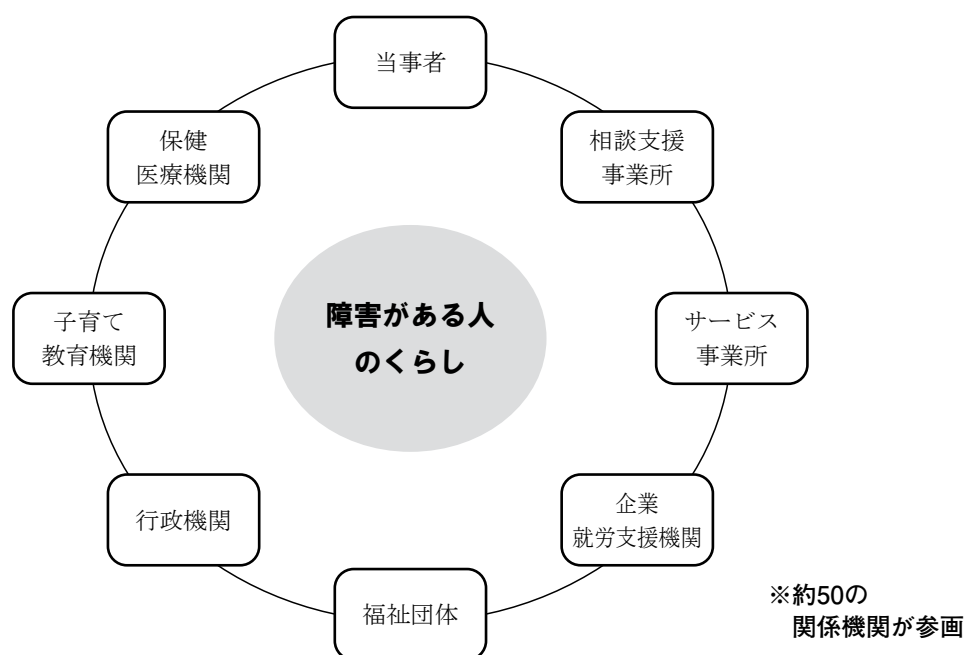
【主な部会の活動】

部会名	主な活動内容	参加者
身体当事者部会	公共機関等のバリアフリーチェック 日頃の悩みや地域課題、社会資源の情報提供	身体障害のある人
精神当事者部会	日頃の悩み、生活のしづらさ、社会資源の情報共有（ピアカウンセリング）	精神障害のある人
知的当事者部会	運動会などの季節に応じた自主的活動の企画・行事の実施	知的障害のある人
家族部会	介護に関する悩み、地域の社会資源等の情報共有、各部会との交流会の実施	障害のある人を介護する家族

【その他の部会】

相談部会	しごと部会	地域生活部会
	こども部会	高齢部会

【ノーマネットはくさんの連携体制】



申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526 FAX 275-2211

4 白山市障害者福祉事業所

白山市 障害者福祉事業所 作業活動インフォメーション

白山市内にある障害者福祉事業所の事業の種類や、作業内容、主な特徴などを、紹介します。

【一般企業の方へ 以下のように活用してください】

- 企業で働く人材がしのための参考として
- 作業そのものの取引のための参考資料として
- 事業所オリジナル商品に対する注文資料として

【障害当事者の方へ 以下のように活用してください】

- 福祉サービスを利用するための参考として
- やってみたい活動内容から事業所を選ぶ参考として
- 仕事内容をステップアップするための資料として

本文中の用語解説

事業内容

- A** ・就労継続支援A型事業
障害のある方が一般企業への就職が不安、あるいは困難な場合に、一定の支援がある職場で雇用契約を結んだ上で働くことが可能な福祉サービス
- B** ・就労継続支援B型事業
障害のある方が一般企業への就職が不安、あるいは困難な場合に、雇用契約を結ばないで軽作業などの就労訓練をおこなうことが可能な福祉サービス
- 介** ・生活介護事業
常に介護を必要とする障害のある方に対して、食事・入浴・排泄などの介助サービス、創作的な活動や生産活動の機会の提供、などを行う福祉サービス

活動内容

-  ・受注作業
一般企業からの受注で作業を行います。
例：紙箱折り、ダンボール製品加工、シール貼り、ハーネス加工、精密部品の組み立て など
-  ・食品に関する活動
お弁当、加工品などの調理、配達
お菓子、ケーキ、漬物類などの加工品作成、販売
カフェや店舗の経営 など
-  ・生産的な活動
上記に属さない作業活動
例：アルミ缶のリサイクル、ウエス加工、水引アクセサリ、縫製小物、農作業、清掃業務、施設外就労 など

製作：白山市共生のまちづくり推進協議会
しごと部会(令和8年6月)

事業所の記載順は、石川県登録の事業所番号順です

ほほえみ

(社福) あいの郷

事業内容

B

就労継続支援B型

活動内容



- ・受注一般 … 各種紙製品・箱折り、ネジの袋詰め 等
- ・食品関係 … 飲食店経営と接客対応 等

企業の下請け作業を中心とし、一人ひとりの目標が達成できるように毎日の活動を大切にしています。かふえではお客様とのふれあいが、働く事への自信につながっています。充実した毎日を過ごせるように多くの経験を積んで活動出来ることを目標としています。令和8年4月より、相談支援事業と地域活動支援センターも開設しました。連携をとって、利用者のサポートをさせていただきます。

住所	白山市倉光八丁目16番地2	URL	
TEL	076-274-6209	E-Mail	h.ainosato816@bird.ocn.ne.jp
FAX	076-274-6209		



青い鳥ワークセンター

(社福) 鳥越福祉会

事業内容

B

就労継続支援B型

活動内容



- ・食品関係 … アイス・ソーセージ・ベーコン、手作り梅干し、味噌、ゆかり、野草茶
- ・受注一般 … 食品加工受託、軽作業

主力の商品として食品加工を【手作り、無添加】にこだわり、アイスクリーム、ソーセージ、ベーコン、野菜チップスやジビエ【猪、鹿】の燻製等を製造・販売しています。その他、梅干し、野草茶、味噌等の農産加工品も製造しています。

住所	白山市杉森町へ1-1	URL	http://www.asagaotv.ne.jp/~aoitorik/
TEL	076-254-8182	E-Mail	aoitorij@asagaotv.ne.jp
FAX	076-254-8182		



つながりの家

(社福) ひびき

事業内容

B 介

就労継続支援B型 生活介護

活動内容



- ・受注一般 … 下請け、リサイクル
- ・生産活動 … カレンダー、名刺の制作・販売、各種商品(ラーメン、そうめん、お茶、クッキーなど)の委託販売

就労継続支援B型と生活介護の2事業をしている多機能型事業所です。さまざまな障害のある人が通ってきて、いろいろな作業をしています。自主制作として紙すきをしてカレンダーや名刺の作成や織物や染物をし、販売しています。ラーメンやそうめん、お茶、クッキーなどの商品も販売しています。事業所での販売だけでなく、配達もしています。他には下請け作業やアルミ缶・新聞の回収もしています。

住所 白山市北安田町112-1

URL <http://hibiki2003.org>

TEL 076-274-2230

E-Mail hibiki2007@lagoon.ocn.ne.jp

FAX 076-274-0027



B's Work (ビーズワーク)

(社福) 佛子園

事業内容

A B

就労継続支援A・B型 生活介護 就労定着・移行支援

活動内容



- ・食品関係 … 配食サービス、食事処での接客、餅、蕎麦等製造
- ・生産活動 … 温泉清掃、お花屋 等
- ・受注一般 … 公園清掃、袋詰め作業、箱折り、シール貼り 等

ここは人が集う場。障害があるない関わらず共に働き、人のつながりを日常の中でつくり出すことで、地域をもっともっと元気にしていきます。また、仕事内容は、14職種と幅広いため一人一人にあったお仕事が見つかります。お仕事後、温泉入浴できるのも魅力の一つです。高齢者配食サービスでは365日安否確認いたします。オードブルのご注文も承っています。

住所 白山市北安田町548番地2

URL <http://www.bussien.com/bs/index.html>

TEL 0120-037-014

E-Mail B.s-Grill@bussien.com

FAX 076-287-6814



美川37Work (みんなワーク), 松任23Work (ふるさとワーク)

(社福) 佛子園

事業内容

A

就労継続支援A型

活動内容



- ・受注一般 … 駅舎・公共施設等清掃、外部委託先清掃等
- ・食品関係 … 飲食店経営、接客対応等

清掃業務では駅舎を快適に利用していただけるよう日々清掃等を行っており、委託先からの清掃業務依頼もお受けしています。カフェの営業では地元食材を生かしたメニューの展開はもちろん、お弁当やオードブルの受注も行い多くのお客様に食で楽しんでいただけるよう取り組んでいます。

住所 白山市美川中町口221番地1

URL <http://mikawa37cafe.com/>

TEL 076-278-7788

E-Mail 37work@bussien.com

FAX 076-278-7770



サンケアワークス

(社福) Flower

事業内容

A B

就労継続支援A型 B型

活動内容



- ・食品関係 … 食材カット・配達同行
- ・受注一般 … 介護施設居室清掃とシーツ交換
- ・生産活動 … オフィスビル日常清掃

大きく清潔な厨房で、白山市近郊の介護施設にお届けする1,500食分の食材の下ごしらえをしています。介護施設で使用する食材なので細かくカットし、衛生面でも注意を払って作業しています。その他に、介護事業所の居室の環境整備も行っています。障害のある方が高齢者を支えるしくみを実践しています。

住所 白山市田中町304-1

URL <https://www.suncare-life.com/info/disability-service/suncare-works/>

TEL 076-275-7007

E-Mail s-works@suncare-life.com

FAX 076-275-7030



松の実園

(社福) 松の実福祉社会

事業内容

B 介

就労継続支援B型 生活介護

活動内容



- ・受注一般 … 紙箱、ダンボール加工などの下請け作業
- ・生産活動 … ウェス加工作業
- ・食品関係 … クッキー菓子類、梅干しの製造、パン委託販売

約40名の利用者が通っています。日々、生き生きとした活動が出来るように、作業も余暇活動も一生懸命取り組んでいます。毎日、みんなの笑顔がいっぱいあふれています。

住所 白山市徳丸町625-1

URL <http://www.matsunomi.or.jp/>

TEL 076-276-6452

E-Mail matsunomi@alto.ocn.ne.jp

FAX 076-274-2360



セルプあさがお

(社福) 松の実福祉社会

事業内容

B 介

就労継続B型 生活介護

活動内容



- ・食品関係 … ぼん菓子・焼き菓子等、菓子製造販売
- ・受注一般 … 菓子箱折り・仕切り組・ボンド貼り・段ボール組み立て
公園や駅のトイレ掃除等
- ・生産活動 … リサイクル作業(アルミ缶プレス・ペットボトル等)

JR加賀笠間駅から徒歩5分ほどに位置し、電車でのご利用にも便利です。地元企業様等と連携し、作業種も豊富です。ご希望や個々の特性に合わせた、やりがいのある作業・活動の提供を心がけています。

住所 白山市笠間町156-1

URL <http://www.matsunomi.or.jp/>

TEL 076-274-9177

E-Mail s-asagao@asagaotv.ne.jp

FAX 076-274-9178



就労支援隊あくと

(社福) 若宮福祉社会

事業内容

A B

就労継続支援A型、B型

活動内容



- ・受注一般 … リネン作業、パネ内職作業、ハウス栽培等
- ・自主製品 … 水引アクセサリー製造
- ・食品関係 … 調理作業

障がいがあってもあくとで働く人それぞれの望む暮らしや状況に合わせ、できる仕事を提供し、一人ひとりが仕事を通して暮らしの充実と「人」としての成長をはかることをコンセプトにしています。

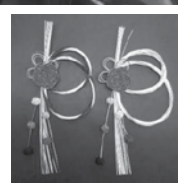
住所 白山市殿町10番1

URL <http://act.wakamiya-fukushikai.com/>

TEL 076-276-0307

E-Mail akuto@wakamiya-fukushikai.com

FAX 076-276-0308



あじさい

(社福) 獅子吼会

事業内容

B 介

就労継続支援B型 生活介護

活動内容



- ・受注一般 … 箱折り、ラベルゴム通し、折り込み資料封入、外部清掃など

あじさいでは内職中心の作業を行っており、主な作業内容は窓枠の角に使用する緩衝材の箱折りをしています。生活介護では創作活動・マグネットやアロマストーン・エコバスケットなどの製作に取り組んでいます。B型、生活介護の両方でやりがいや達成感を感じ自信と成長につなげ、本人に合った支援を心がけています。

住所 白山市八幡町247番地

URL <https://tsubakiajisai.jimdofree.com>

TEL 076-272-2721

E-Mail ajisai@asagaotv.ne.jp

FAX 076-272-3790



7★café (ななほしカフェ)

(社福) 獅子吼会

事業内容

B

就労継続支援B型

活動内容

🔪

・食品関係 … CAFÉ 接客業 清掃 雑貨作り イベント準備 など

7★caféでは接客業を通じて社会性(挨拶・言葉づかい等)とコミュニケーション能力の向上を目指すことを目的としています。接客業以外にも店内で雑貨の販売も行っているため、雑貨作りの仕事もあります。

住所 白山市八幡町110

URL <https://tsubakiajisai.jimdofree.com>

TEL 076-295-9052

E-Mail ajisai@asagaotv.ne.jp

FAX



就労支援事業所 懐

(NPO) プープ

事業内容

B

就労継続支援B型

活動内容

🔪

・食品関係 … 飲食店、直販、接客対応、清掃 等
・生産活動 … グッズ製作、販売 等
・生活支援 … 助け合い、地域交流(委託販売、リサイクル) 等

石川県バリアフリー社会推進賞最優秀賞受賞、いしかわ障害者雇用推進カンパニー認定、健康づくり応援の店認定、かがやき健康企業認定、健康経営優良法人2020認定、子ども110番の家、献血サポーター、いしかわ魅力ある福祉職場認定

住所 白山市末広二丁目35番地

URL <http://www.pupu50.jp>

TEL 076-275-5055

E-Mail info@pupu50.jp

FAX 076-214-7055



あんずの家

(NPO) 美川あんずの家

事業内容

B

就労継続支援B型

活動内容

🔪

受注一般 … 配送前作業、タオルたたみ作業、段ボール作業、
野菜の根切り作業、袋詰め作業など
・生産活動 … 布製小物制作販売、アルミ缶つぶし作業
・食品関係 … オリジナルコーヒ、パン委託販売

『障害のある人も地域で安心して暮らすことが出来る』事を目指し、働く支援と生活の支援に取り組んでいます。特性を理解して自信をもって行える作業・活動が増えるような個別の支援を行っています。会話を通じてコミュニケーションを取りながら楽しく作業をし『関わるみんなが笑顔で』をモットーにしています。

住所 白山市平加町又119-1

URL <http://anzunoie.org/>

TEL 076-278-7775

E-Mail anzunoie@r3.dion.ne.jp

FAX 076-282-7475



多機能型支援施設ヒラソル こうづ

(株) アルバ

事業内容

B 介

就労継続支援B型、生活介護

活動内容

🔪

・食品関係 … 店舗での接客・調理補助・清掃作業
・生産活動 … 学校給食用の野菜栽培・収穫・袋詰め、アルミ缶
分別・納品、弁当注文書の入力や書類三つ折り・押印などの軽作業

ヒラソルでは「やりがいを感じ、楽しく作業する」をモットーに、隣接するキッチンひまわりでの接客業務の他、学校給食や店頭販売向けの野菜作り、ネームタグ作りなどの軽作業を利用者の方の特性に合わせて取り組んでいます。

住所 白山市木津町574番地1

URL <http://www.alba.la/>

TEL 076-220-6740

E-Mail info@alba.la

FAX 076-220-6741



リハスファーム白山

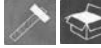
株式会社リハス

事業内容

B

就労継続支援B型

活動内容



- ・農作業 … 野菜の生産・収穫及び出荷
草刈り機を使った除草作業、梨栽培作業
- ・受注作業 … 野菜の出荷調整、ハンドメイド雑貨のシール貼り等

白山市内外の5つの農家と農福連携に取り組んでおります。
利用者様は屋外での身体を動かしながらの畑仕事や屋内での座りながらの出荷作業などそれぞれの特性や強みにあわせて作業を行っています。
(ネギ・トマト・ナス・オクラ・ジャガイモ・そら豆・大豆・梨・米)

住所 白山市宮丸町1133-1

URL https://note.com/rf_hakusan

TEL 076-259-1452

E-Mail rf_hakusan@rehas.co.jp

FAX 076-259-1453



生きがいワークス白山

(株) 生きがい工房

事業内容

B

就労継続支援事業B型

活動内容



- ・食品関係 … レトルトカレー製造・販売、食品加工
- ・生産活動 … 木工製品の製作販売、加工作業
- ・受注一般 … 福祉用具清掃

「みんなの明るい未来をつくる」を理念に掲げています。ひとり一人にあった作業環境で、無理なく継続して働くことを目指しています。一般企業の連携や「農福連携」、「林福連携」の取り組みを通して、利用者の作業スキル向上と社会経済参加意識の高揚の実現しています。また、大切な社会資源の活用にもその一端を担うことができるよう毎日励んでいます。

住所 白山市鶴来本町4丁目千目35番地

URL <http://ikigaikoubou.com/ikigaiworks/>

TEL 076-225-4362

E-Mail works@ikigaikoubou.com

FAX 076-225-4363



だんろ

(株) JOINUS

事業内容

A

就労継続支援A型

活動内容



- ・受注一般 … 文具の出入荷PC管理・検品梱包、ノベルティの検品
- ・生産活動 … 施設外就労として、酒類・飲料類のピッキング作業

当事業所では、一人でも多くの障害のある方々とふれあい、日常生活や健康面での支援を行っています。また、お仕事においても個々の特性に応じた様々な作業提供により、一人でも多くの方々が自立に向け安心して働ける様職場環境を目指しており、スタッフが一丸となりサポートを常に心がけております。

住所 白山市鹿島町111番地1

URL <https://joinusdanro2012.wixsite.com/mysite>

TEL 076-236-2356

E-Mail Joinus_danro_2012@yahoo.co.jp

FAX 076-236-2540



ゆらく

(株) 癒楽

事業内容

A

就労継続支援A型

活動内容



- ・受注一般 … 紙箱折り、シール貼り、割り箸検品・袋詰め・ポケットティッシュチラシ入れ等

弊事業所では「しんせつ・ていねい」をモットーに活動しています。利用者一人一人に合わせて作業品質向上に努めています、皆さん楽しく作業に取り組んでいます。

住所 白山市徳丸町562-1

URL

TEL 076-259-6407

E-Mail Yuraku_company@yahoo.co.jp

FAX 076-259-6408



えがお工房8 ジョイ

(一社) えがお工房8

事業内容

B

就労継続支援B型

活動内容



- ・受注一般 … 箱折り、シール貼り、封入作業 等
- ・生産活動 … 水引細工・アクセサリ 等

事業所の雰囲気は温かく、笑顔で楽しく過ごして頂けるような環境づくりを心がけています。その日の体調や一人ひとりの特性に応じて作業を提供し支援します。

住所 白山市馬場2丁目33番地 1階テナント
TEL 076-274-1672
FAX 076-274-1673

URL <https://egaokobo8.com/>
E-Mail joy@egaokobo8.com



あかりとみのり

(一社) えん

事業内容

B

就労継続支援B型

活動内容



- ・受注一般 … 一般企業からの軽作業・企業に出向いての作業

職員を含め、企業様には「関係を作り、信頼に応えること」をモットーに、求められる品質と納期遵守で作業を受託しております。

住所 白山市福留町2016番
TEL 076-214-6653
FAX 076-214-6663

URL <https://akari-minori.com/>
E-Mail akari-minori@orange.ocn.ne.jp



self-A・A-rise白山事業所

(株) A-rise

事業内容

A

就労継続支援A型

活動内容



- ・受注一般 … PC入力作業等
- ・生産活動 … 施設外就労として：飲食店での調理補助、清掃作業、野菜加工作業

利用者さんの「できる」「得意」に焦点を当て「できる」「得意」を伸ばす、一人一人の特性に合った作業を提案しています。
また、それらに合わせた施設外作業も随時募集しています。

住所 白山市徳丸町367番地1-2
TEL 076-207-4245
FAX 076-205-1251

URL <https://www.self-a.net/staff/list/ishikawa08/>
E-Mail



アイライク

(株) アイライク

事業内容

A

就労継続支援A型

活動内容



- 一般受注 … 箱折り・ラッピング・タオル折り 等軽作業
- 生産活動 … 施設外：お菓子工場で検品・箱詰め・梱包

スタッフが一人ひとりに丁寧に寄り添い、その日の体調や状況に合わせて無理のない形でサポートします。
『ここなら安心して通える』そう感じていただける場所でありたいと考えています。

住所 白山市西美沢野町2丁目7番地
TEL 076-225-4425
FAX

URL
E-Mail



白山市 障害者就労に関する機関の紹介

障害のある方の就職について、支援をしたり相談できる機関があります。白山市に関わらず、相談や利用をすることができます。主な特徴を紹介します。

ヴィストキャリア松任駅前

(株) ミチルワグループ

活動内容

ヴィストキャリア松任駅前は、あなたの望む就職に向けて一人ひとりに合わせたオーダーメイドの支援をしている事業所です。JR松任駅から徒歩3分とアクセスも良好で、公共交通機関でお越しの方々もご利用しやすい場所にあります。まずはあなたの思いや不安をお聞かせください。あなたと一緒に働くを叶えましょう。スタッフ一同お待ちしております。

住所	白山市西新町1133 ポポロ松任2階	URL	https://visst.co.jp/career/branch/matto-ekimae/
TEL	076-214-6802	E-Mail	career.matto.e@michiruwa.co.jp
FAX	076-214-6902		



金沢障害者就業・生活支援センター

(社福) 金沢市社会福祉協議会

活動内容

障害のある方の就職や職場定着のため、関係機関と協力をして、就業及び就業に伴う日常生活の相談支援を行っています。金沢市・白山市・野々市市・かほく市・津幡町・内灘町に在住の障害のある方が対象です。障害者雇用に関して事業主の方からの相談も伺っています。

住所	金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館2階	URL	www.kana-syakyo.jp/support/kssssc.html
TEL	076-231-0800	E-Mail	k-nakapotu@kana-syakyo.jp
FAX	076-231-0801		



石川障害者職業能力開発校

活動内容

身体に障害のある方や精神障害、知的障害のある方など、一般の職業訓練校で職業訓練を受けることが困難な方について、訓練科目や訓練方法等に特別な配慮をした職業訓練を行う施設です。通校が困難な方向けに寮があります(全障害対応)。訓練科目:機械CAD科、電子機器科、陶磁器製造科、OAビジネス科、実務作業科(知的障害のみ)キャリア・マネジメント科(精神障害のみ)

住所	石川県野々市市末松2丁目245番地	URL	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/syonou/index.html
TEL	076-248-2235	E-Mail	syonou@pref.ishikawa.lg.jp
FAX	076-248-2236		



その他、障害のある方の就労に関する関係機関として

- ・ハローワーク白山 石川県白山市西新町235 TEL 076-275-8533
URL https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/hw/hw_hakusan.html
- ・石川県障害者職業センター 金沢市彦三町一丁目2番1号アソルティ金沢彦三2階 TEL 076-225-5011

障害者総合支援法の難病対象疾患一覧（令和8年4月1日現在）（376疾病）

1	アイカルディ症候群	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	97	限局性皮質異形成
2	アイザックス症候群	51	潰瘍性大腸炎	98	原発性肝外門脈閉塞症
3	I g A腎症	52	下垂体前葉機能低下症	99	原発性局所多汗症 ○
4	I g G 4 関連疾患	53	家族性地中海熱	100	原発性硬化性胆管炎
5	亜急性硬化性全脳炎	54	家族性低βリポタンパク血症1 (ホモ接合体)	101	原発性高脂血症
6	アジソン病	55	家族性良性慢性天疱瘡	102	原発性側索硬化症
7	アッシャー症候群	56	カナバン病	103	原発性胆汁性胆管炎
8	アトピー性脊髄炎	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮 症・アクネ症候群	104	原発性免疫不全症候群
9	アペール症候群	58	歌舞伎症候群	105	顕微鏡の大腸炎 ○
10	アミロイドーシス	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジ ルトランスフェラーゼ欠損症	106	顕微鏡的多発血管炎
11	アラジール症候群	60	カルニチン回路異常症	107	高I g D症候群
12	アルポート症候群	61	加齢黄斑変性 ○	108	好酸球性消化管疾患
13	アレキサンダー病	62	肝型糖原病	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
14	アンジェルマン症候群	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	110	好酸球性副鼻腔炎
15	アントレー・ビクスラー症候群	64	環状20番染色体症候群	111	抗糸球体基底膜腎炎
16	イソ吉草酸血症	65	関節リウマチ	112	後縦靱帯骨化症
17	一次性ネフローゼ症候群	66	完全大血管転位症	113	甲状腺ホルモン不応症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	67	眼皮膚白皮症	114	拘束型心筋症
19	1 p 36欠失症候群	68	偽性副甲状腺機能低下症	115	高チロシン血症1型
20	遺伝性自己炎症疾患	69	ギャロウェイ・モワト症候群	116	高チロシン血症2型
21	遺伝性ジストニア	70	急性壊死性脳症 ○	117	高チロシン血症3型
22	遺伝性周期性四肢麻痺	71	急性網膜壊死 ○	118	後天性赤芽球癆
23	遺伝性腭炎	72	球脊髄性筋萎縮症	119	広範脊柱管狭窄症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	73	急速進行性糸球体腎炎	120	膠様滴状角膜ジストロフィー
25	ウィーバー症候群	74	強直性脊椎炎	121	抗リン脂質抗体症候群
26	ウィリアムズ症候群	75	巨細胞性動脈炎	122	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
27	ウィルソン病	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	123	コケイン症候群
28	ウエスト症候群	77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	124	コステロ症候群
29	ウェルナー症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	125	骨形成不全症
30	ウォルフラム症候群	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	126	骨髓異形成症候群 ○
31	ウルリッヒ病	80	筋萎縮性側索硬化症	127	骨髓線維症 ○
32	H T R A 1 関連脳小血管病	81	筋型糖原病	128	ゴナドトロピン分泌亢進症
33	H T L V - 1 関連脊髄症	82	筋ジストロフィー	129	5p 欠失症候群
34	A T R - X 症候群	83	クッシング病	130	コフィン・シリス症候群
35	A D H 分泌異常症	84	クリオピリン関連周期熱症候群	131	コフィン・ローリー症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	85	クリッパル・トレノネー・ウェーバー症候群	132	混合性結合組織病
37	エプスタイン症候群	86	クルーゾン症候群	133	鰓耳腎症候群
38	エプスタイン病	87	グルコーストランスポーター1欠損症	134	再生不良性貧血
39	エマヌエル症候群	88	グルタル酸血症1型	135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○
40	M E C P 2 重複症候群	89	グルタル酸血症2型	136	再発性多発軟骨炎
41	L M N B 1 関連大脳白質脳症	90	クロウ・深瀬症候群	137	左心低形成症候群
42	遠位型ミオパチー	91	クローン病	138	サルコイドーシス
43	円錐角膜 ○	92	クロンカイト・カナダ症候群	139	三尖弁閉鎖症
44	黄色靱帯骨化症	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	140	三頭筋素欠損症
45	黄斑ジストロフィー	94	結節性硬化症	141	C F C 症候群
46	大田原症候群	95	結節性多発動脈炎	142	シェーグレン症候群
47	オクシピタル・ホーン症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病	143	色素性乾皮症
48	オスラー病			144	自己貪食空胞性ミオパチー
49	カーニー複合			145	自己免疫性肝炎

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	245	特発性間質性肺炎
147	自己免疫性溶血性貧血	197	先天性三尖弁狭窄症	246	特発性基底核石灰化症
148	四肢形成不全 ○	198	先天性腎性尿崩症	247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
149	シトステロール血症	199	先天性赤血球形成異常性貧血	248	特発性後天性全身性無汗症
150	シトリン欠損症	200	先天性僧帽弁狭窄症	249	特発性大腿骨頭壊死症
151	紫斑病性腎炎	201	先天性大脳白質形成不全症	250	特発性多中心性キャスルマン病
152	脂肪萎縮症	202	先天性肺静脈狭窄症	251	特発性門脈圧亢進症
153	若年性特発性関節炎	203	先天性風疹症候群 ○	252	特発性両側性感音難聴
154	若年性肺気腫	204	先天性副腎低形成症	253	突発性難聴 ○
155	シャルコー・マリー・トゥース病	205	先天性副腎皮質酵素欠損症	254	ドラベ症候群
156	重症筋無力症	206	先天性ミオパチー	255	中條・西村症候群
157	修正大血管転位症	207	先天性無痛無汗症	256	那須・ハコラ病
158	出血性線溶異常症	208	先天性葉酸吸収不全	257	軟骨無形成症
159	ジュベール症候群関連疾患	209	前頭側頭葉変性症	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
160	シュワルツ・ヤンペル症候群	210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）	259	22q11.2欠失症候群
161	神経細胞移動異常症	211	早期ミオクロニー脳症	260	乳児発症 S T I N G 関連血管炎
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	212	総動脈幹遺残症	261	乳幼児肝巨大血管腫
163	神経線維腫症	213	総排泄腔遺残	262	尿素サイクル異常症
164	神経有棘赤血球症	214	総排泄腔外反症	263	ヌーナン症候群
165	進行性核上性麻痺	215	ソトス症候群	264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／ LMX1B 関連腎症
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	265	ネフロン癆
167	進行性骨化性線維異形成症	217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	266	脳クレアチン欠乏症候群
168	進行性多巣性白質脳症	218	大脳皮質基底核変性症	267	脳腱黄色腫症
169	進行性白質脳症	219	大理石骨病	268	脳内鉄沈着神経変性症
170	進行性ミオクロヌステんかん	220	ダウン症候群 ○	269	脳表ヘモジデリン沈着症
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	221	高安動脈炎	270	膿疱性乾癬
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	222	多系統萎縮症	271	嚢胞性線維症
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	223	タナトフォリック骨異形成症	272	パーキンソン病
174	スタージ・ウェーバー症候群	224	多発血管炎性肉芽腫症	273	バージャー病
175	ステイーヴンス・ジョンソン症候群	225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
176	スミス・マギニス症候群	226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	275	肺動脈性肺高血圧症
177	スモン ○	227	多発性嚢胞腎	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
178	脆弱 X 症候群	228	多脾症候群	277	肺胞低換気症候群
179	脆弱 X 症候群関連疾患	229	タンジール病	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
180	成人発症スチル病	230	単心室症	279	バッド・キアリ症候群
181	成長ホルモン分泌亢進症	231	弾性線維性仮性黄色腫	280	ハンチントン病
182	脊髄空洞症	232	短腸症候群 ○	281	汎発性特発性骨増殖症 ○
183	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	233	胆道閉鎖症	282	P C D H 19 関連症候群
184	脊髄髄膜瘤	234	遅発性内リンパ水腫	283	P U R A 関連神経発達異常症
185	脊髄性筋萎縮症	235	チャージ症候群	284	非ケトーシス型高グリシン血症
186	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	236	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	285	肥厚性皮膚骨膜炎
187	前眼部形成異常	237	中毒性表皮壊死症	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
188	全身性エリテマトーデス	238	腸管神経節細胞僅少症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
189	全身性強皮症	239	T R P V 4 異常症	288	肥大型心筋症
190	先天異常症候群	240	T S H 分泌亢進症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
191	先天性横隔膜ヘルニア	241	T N F 受容体関連周期性症候群	290	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症
192	先天性核上性球麻痺	242	低ホスファターゼ症	291	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	243	天疱瘡	292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
194	先天性魚鱗癬	244	特発性拡張型心筋症	293	非典型溶血性尿毒症症候群
195	先天性筋無力症候群				

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎 ○
297	肥満低換気症候群 ○
298	表皮水疱症
299	ヒルシスプルング病（全結腸型又は小腸型）
300	V A T E R 症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンコニ貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群 ○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症
315	P R L 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
316	閉塞性細気管支炎
317	β -ケトチオラーゼ欠損症
318	ベーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
321	ヘモクロマトーシス ○
322	ペリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシスチン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髓炎
336	慢性膵炎 ○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠伸てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群

343	無 β リボタンパク血症
344	メープルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウイルソン症候群
353	薬剤性過敏症症候群 ○
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p 欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスムッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症／ゴーハム病
366	リンパ脈管筋腫症
367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群
375	ロスムンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

共生のまちづくり条例（平成29年10月施行）

障害があるというだけで差別をするのは、禁止です。

「障害を理由とする差別」とは、障害があるということだけで差別することを行います。この「障害を理由とする差別」には「不当な差別的取り扱いをすること」「合理的配慮を行わないこと」の2種類があります。

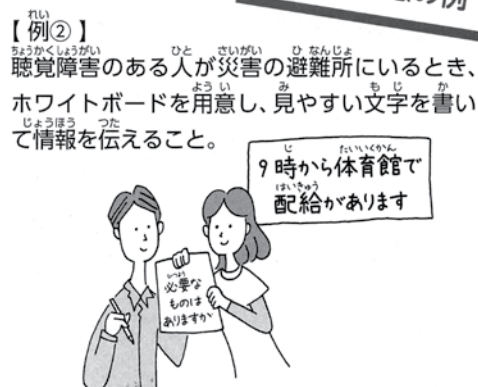
不当な差別的取り扱いをすることとは

障害があるということだけで、障害のある人を拒否したり、権利を制限したりすること。



合理的配慮とは

障害があるひとから「〇〇で困っているので、〇〇してほしい」と言われたとき、できる範囲で（過度な負担なく）、障害に合った工夫や、やり方を考え、調整を行うこと。



白山市手話言語条例（平成30年3月施行）

手話が言語であることを認識し、手話を使用できる環境を整えることで、共に支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

白山市では、こんなコミュニケーション支援をしています。

○手話通訳者の派遣

病院受診の際など、手話通訳者を派遣します。

○遠隔手話通訳・電話リレーサービスの実施

手話通訳がいなくて話を通じず困っている場合、タブレット端末を活用したテレビ電話で、市の手話通訳者が遠隔手話通訳や電話リレーでの通訳を行います。



地域生活支援拠点

地域生活支援拠点等とは

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。市民が安心して地域で暮らせるよう、拠点では、重度障害にも対応できる専門性に加え、障害のある人やその家族の緊急事態に対応できる体制の整備を図ります。

地域生活支援拠点等の5つの機能

拠点等の整備に当たり、白山市では既にある機能も含め、次の5つの機能を備えることとします。

① 相談（相談窓口はP9を参照）

障害福祉サービスの利用の有無にかかわらず、障害のある人やその家族が相談できる窓口を整備しました。親の入院・死亡、虐待等の緊急時においては24時間の相談対応を行います。

② 緊急時の受入れ・対応

障害支援区分の有無にかかわらず、緊急時においては短期入所を利用できるよう整備しました。また、通い慣れた事業所を宿泊先とすることができる「白山市緊急時受入れ事業」を施行しています。

③ 体験の機会・場

グループホームや就労継続支援等の障害福祉サービスの利用に向けた体験の機会・場を確保します。

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な人や強度行動障害がある人などの対応ができるよう、専門的な知識や技術を持つ人材を確保・養成します。
そのための各種養成講座や研修、連携会議等を開催します。

⑤ 地域の体制づくり

白山市共生のまちづくり推進協議会（地域自立支援協議会）や白山市障害者相談支援センター（基幹相談支援センター）を中心に、地域課題の協議や相談体制の整備を行います。

虐待防止

虐待に気付いたら、虐待かなと思ったら、相談窓口（9ページに掲載）に連絡してください。連絡者の秘密は守られ、結果的に虐待ではなかった場合でも責任は問われません。障害のある人を虐待から守りましょう。早期発見にご協力をお願いします。

このようなことが虐待です

身体的虐待

叩く、つねる、殴る、蹴る、熱湯をかける、タバコの火を押し付けるなど

※親が「しつけ」だと思っている行為でも、現実には子どもの心や身体が傷つく行為であれば、それは虐待です。

※家庭での体罰は、令和2年4月から法律で禁止されています。

心理的虐待

言葉による脅し、ひどい言葉で傷つける、無視など

※他のきょうだいと著しく差別する、子どもの目の前で激しい夫婦げんかをするなども虐待です。

ネグレクト（放棄・放置）

食事を与えない、入浴させない、医療を受けさせない、長時間放置するなど

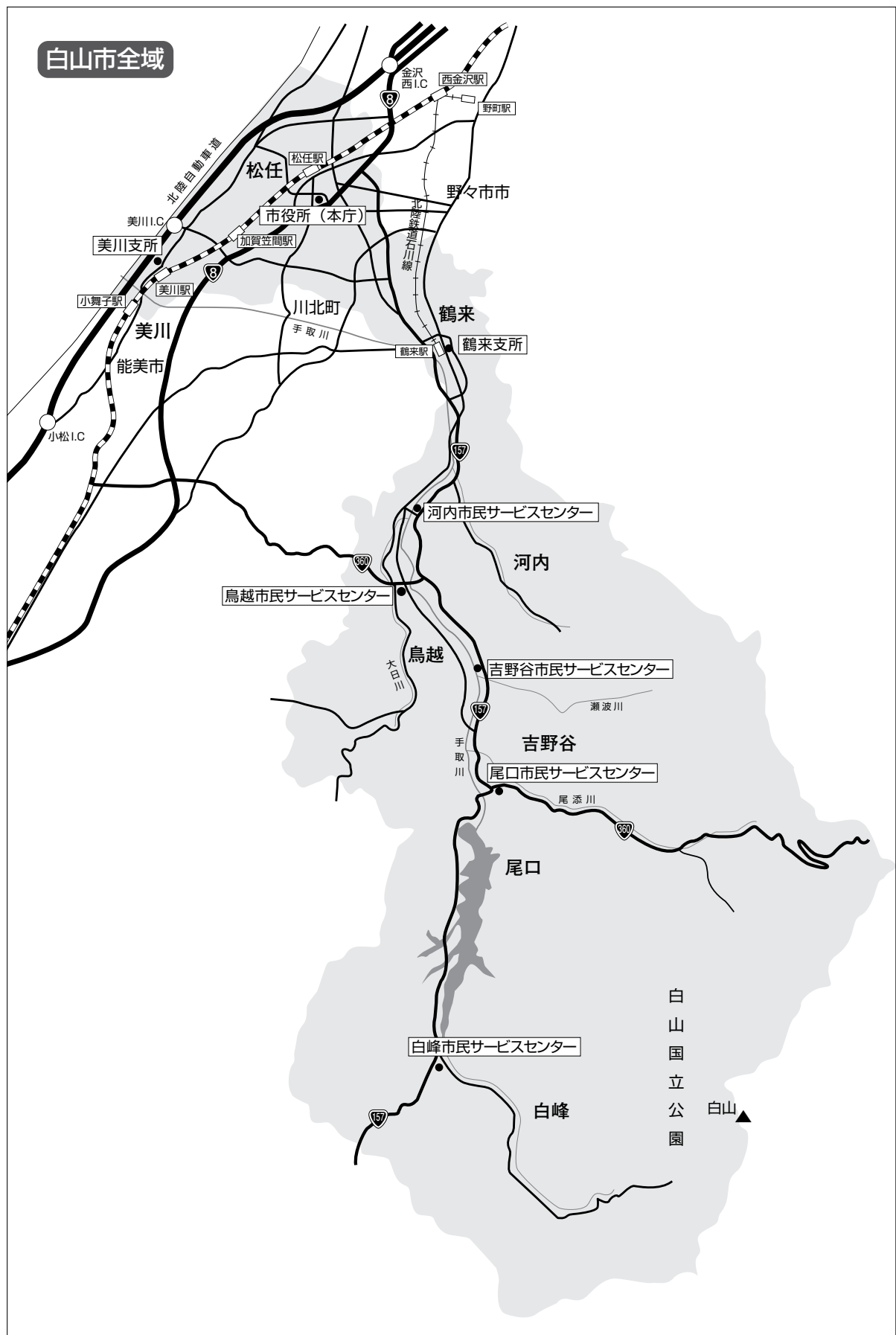
経済的虐待

必要な金銭を渡さない、使わせない、勝手に財産を処分することなど

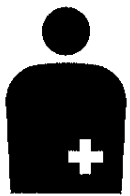
性的虐待

性的行為を強要する、性的行為を見せる、不必要に裸にして放置するなど

支所・サービスセンターマップ



障害者に関するマークの一例

マーク	名 称 ・ 概 要 等	問 合 先
	国際シンボルマーク 障害のある人々が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。 車椅子を利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備などに付けられています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL 03-5291-7885
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。 コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用され、また、自治体、病院、銀行などが聴覚に障害のある方に援助を示すマークとしても使用されています。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。 「身体障害者補助犬法」の施行後、公共施設や交通機関はもちろん、デパートやレストランにも補助犬が同伴できるようになりました。	厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 TEL 03-5253-1111（代） FAX 03-3503-1237
	オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 TEL 03-3221-6673 FAX 03-3221-6674
	ハート・プラスマーク 外見からは分かりにくい身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人を表しています。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL 080-4824-9928
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるように作成されたマークです。	東京都福祉保健局 障害者施策 推進部計画課 社会参加推進担当 TEL 03-5320-4147

※これらのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について御理解、御協力をお願いします。

白山市健康福祉部障害福祉課
白山市倉光二丁目1番地
TEL 076-274-9526
FAX 076-275-2211
E-mail syougaifukushi@city.hakusan.lg.jp

令和8年7月